

総務建設常任委員会

令和7年12月12日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和7年12月12日（金） 午前9時30分 開会
午後0時44分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	吉村	始
副委員長	西川	善浩
委員	靄本	義明
〃	速水	一生
〃	梨本	洪珪
〃	谷原	一安

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	増田	順弘
議員	木村	公
〃	杉本	訓規
〃	奥本	佳史
〃	川村	優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	東	錦也
企画部長	高垣	倫浩
企画政策課長	西川	直孝
企画政策課主幹兼 DX推進室長	駒井	康人
人事課長	森本	啓二
〃 補佐	岡田	陵子
総務部長	林本	裕明
総務課主幹兼 監査委員事務局長	堀川	雅樹
財務部長	内蔵	清
税務課長	高松	和弘
産業観光部長	植田	和明

商工観光プロモーション課長 増 田 智 宏
農林課長 山 岡 邦 啓
〃 補佐 屋 根 良 宣

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 米 田 匡 勝
書 記 岩 永 睦 治
〃 関 元 瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第82号 葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて
- 議第83号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 議第84号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第86号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正することについて
- 議第87号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 議第88号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 議第85号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 議第89号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議第94号 葛城市火入れに関する条例の一部を改正することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 社会教育センター跡地利用について (空間デザインコンペティション) 及び宿泊施設の誘致に係る支援制度について

開 会 午前9時30分

吉村委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。10月に市議会議員、私どもの選挙がございましたので、改選後初めての総務建設常任委員会ということになります。改選後の新体制といたしまして、新人2名を含む6名で委員会を進めてまいります。議員定数につきましては、2名減数いたしました。私どもの委員会につきましても、6名ということで、これまで8名体制だったということでもありますので、2名減員という形になります。委員会の本質ということ、これにつきましては、変わりません。それぞれの委員の職務というのは変わらないわけですが、人数が減りますので、1つ1つの議決も含めまして、重みを増すというふうなことになりますので、皆様には一層慎重な審議をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、委員外議員を紹介いたします。川村議員。それから、奥本議員。杉本議員。木村議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、ペーパーレス会議システム等で配付している次第、そちらのとおりとさせていただきます。

それでは、議第82号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣企画部長。

高垣企画部長 皆様、おはようございます。企画部、高垣です。よろしく願いします。

ただいま議題となりました議第82号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容について、DX推進室よりご説明いたします。

吉村委員長 駒井DX推進室長。

駒井企画政策課主幹兼DX推進室長 DX推進室の駒井です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、改正理由からご説明申し上げます。令和3年9月1日に施行されました地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、いわゆる標準化法というものに基づきまして、現在、葛城市におきまして、令和7年度末までを期限に標準化に適合したシステムの導入を進めておるところでございます。このたび、標準準拠基幹システムの導入に伴いま

して、一元的に住登外者、葛城市内に住民票のない方の情報を登録管理をするための住登外者宛名番号管理機能という機能を標準準拠機能として設けることが義務づけられております。この機能により管理されている住登外者の情報をほかの業務との庁内連携を行う場合について、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるという見解が国から示されておりましたことから、今回、本条例の一部の改正を行うものでございます。

続きまして、改正の内容でございます。お手元の新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の1ページ目の左の欄、4条において定められておりますとおり、別表第1に掲げる機関が行う事務が、特定個人情報、マイナンバーを利用することができる事務であること、そして第4条第2項において、別表第2の第3欄、一番右の欄になりますけれども、こちらに掲げられております特定個人情報、マイナンバー情報を利用できると定められております。このたびの一部改正におきましては、改正される箇所は別表の第2でございます。新旧対照表の3ページから始まります別表第2の第3欄、一番右の欄の必要な箇所に新たに住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者、市の住民基本台帳に登録されていない者を示します、を特定する固有の番号を付番して管理するもの）を申しますが、こちらによる住登外者の情報に関する情報を規則で定めるもので情報を利用することができるという形で追加させていただきたいと考えております。施行の日は公布の日からということにさせていただいております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

速水委員。

速水委員 ひとり親等医療補償制度などを円滑に行うとのことで、基本台帳に記録されていない方をマイナンバーにひもづけするというわけですが、ひとり親世帯で基本台帳に載っていない、載せられないということは、複雑な家庭環境という場合もございますから、この制度によって、個人情報はより一層厳格に保護されるのでしょうか、お聞きします。

吉村委員長 駒井DX室長。

駒井企画政策課主幹兼DX推進室長 DX推進室の駒井です。先ほど委員おっしゃっていただきました機微な情報に関しましては、こちらのマイナンバーには連携しておりません。ゆえに委員が心配されるような個人の情報の漏えい等はないということになっております。

以上です。

吉村委員長 速水委員。

速水委員 ひもづけされていないということで、より一層の厳格な個人情報の保護はお願いいたします。また、国の給付等において、受給手続のスピードのアップは行われるのでしょうか。

吉村委員長 駒井室長。

駒井企画政策課主幹兼DX推進室長 給付のスピードに関しましては、こちらの連携によって直接的にスピードが上がるということはなかなか難しいのかなというところですか。あくまでも情報の連携というところであって、手続が簡略されるかということには直接的には寄与しないの

かなあといいところではあると思いますので、それは、担当課が努力して、なるべく早くというところはできるかなと考えております。

以上です。

吉村委員長 速水委員。

速水委員 ありがとうございます。そういうことですので、何が何でも個人情報の保護という観点だけはしっかりよろしく願い申し上げます。

吉村委員長 ほかにありませんか。

谷原委員。

谷原委員 少し基本的なことでお尋ねしたいんですけども、住登外者というのは具体的にどのような方々が該当されてるのか、一般的には、今ご説明があったように、住民基本台帳に登録されてない方で、葛城市内に在住されてる方ということですけども、具体的にはどのような方がそういうことに該当するのか、また、葛城市内で、現在どれぐらいそういう方々がいらっしゃるのか。また、要は住民基本台帳に登録されてないけれども、葛城市内に在住されてるという方については、どのように把握がなされてるのかも、教えていただければと思います。

吉村委員長 駒井DX室長。

駒井企画政策課主幹兼DX推進室長 谷原委員のご質問に回答させていただきます。

まず、住登外者といえますのは、先ほども申しましたけれども、葛城市の住民基本台帳に登録されていない、住民票を持っておられない方になります。そちらの方、具体的にはどういった方が想定されるかということですけども、恐らく一番数が多いのが、葛城市内に固定資産をお持ちの方、住んでないけど、土地は持っている、山を持っているという方はたくさんいらっしゃると思います。そのような方は、まず、こちらの住登外情報に登録させていただいて、この情報を基に課税、税金をかけさせていただいてます。そのほかに、葛城市内に住んでおられる方の住民税、市県民税の課税の際に、住民でない方、市外にお住まいの方を扶養に取られている場合、もしくは市内に住んでおられない方に扶養に取られている場合、そのような場合におきましても、住登外番号を、その方、当該者の番号を取って、税の管理等を行っています。

今現在、番号を所有してる数、実際に登録しているのは5万件ほどあるんですけども、先ほども申しました固定資産であったりとかということの所有権を放棄しはった方の番号も残っておりますので、実際現在も活用しているかどうかということからは、システム上は把握できませんでした。システム上残っているのは5万件ほどということになります。

吉村委員長 この人数については、分かりかねるということでもいいんですかね。

駒井企画政策課主幹兼DX推進室長 あともう1点、市外に住んでいる方が市内にどれだけおられるかということ。

吉村委員長 もう今ので大丈夫です。結構です。

谷原委員。

谷原委員 どういう方々が該当するか、また、把握が、1つは税情報、固定資産税及び扶養に関係する税情報から把握ができていくということで、そういう方々に対して、住登外者ということで割り振っていくということで、分かりました。ありがとうございます。

吉村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第82号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第82号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでお諮りをいたします。

議第83号、議第84号、議第86号から議第88号までの5議案につきましては関連がございますので、一括議題、一括質疑として、そして討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第83号、議第84号、さらに、議第86号から議第88号までの5議案を一括議題といたします。

本5議案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

高垣企画部長。

高垣企画部長 ただいま議題となりました議第83号、84号、86号から88号までの改正理由及び改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、人事院勧告に基づく国の対応に準じまして、葛城市の条例を改正するものでございます。主な改正内容につきましては、月例給の引上げ、ボーナス支給月数の引上げなどがございます。詳細につきましては、資料と新旧対照表を用いまして、人事課長よりご説明いたします。

吉村委員長 森本人事課長。

森本人事課長 人事課の森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、まず、令和7年人事院勧告及び提案しております葛城市一般職の職員の

給与に関する条例等の改正内容の概要をご説明申し上げ、その後、各条例につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。資料番号の2、葛城市職員の給与に関する条例等の改正についてという資料をご覧ください。

初めに、令和7年人事院勧告の概要、令和7年度遡及に係るものでございます。令和7年8月の人事院勧告におきまして、まず、一般職の月例給は、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均1万5,014円下回っていることから、令和7年4月に遡り、引上げが勧告されました。改定は若年層に重点を置きつつ、その他の職員の俸給表も引き上げ、その改定率は全体で3.3%となっております。

次に、一般職の特別給、いわゆるボーナスについても、国家公務員給与が民間給与を下回ったことから、0.05月分、民間の支給状況を踏まえ、期末手当及び勤勉手当それぞれ0.025月分ずつの引上げが勧告されました。これにより、一般の職員の場合の支給月数は年間4.6月分が4.65月分となります。令和7年12月期分から引き上げられます。

次に、自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、距離区分に応じ、200円から7,100円までの幅で引き上げられます。片道10キロメートル以上の距離区分において7,300円から3万8,700円までそれぞれ引き上げられます。また、宿日直手当も勤務1回につき300円引き上げられ、勤務1回につき4,400円が4,700円となります。通勤手当と宿日直手当は令和7年4月に遡っての改定となります。2ページ目をご覧ください。期末手当及び勤勉手当支給割合の改正内容でございます。期末手当及び勤勉手当について、各職員区分に分けて、令和7年度の改正前、改正後、令和8年度の支給月数をまとめております。

まず、議会議員の期末手当ですが、令和7年度6月期及び12月期それぞれ1.725月分の年間3.45月分から12月期分を0.05月分引き上げ、1.775月分とし、年間3.5月分とします。令和8年度は6月期及び12月期で均等に分けまして、それぞれ1.75月分とします。

特別職の常勤の職員も議会議員と同様に改正します。特定任期付職員の期末手当は、令和7年度6月期及び12月期それぞれ0.95月分の年間1.9月分から、12月期分を0.025月分引き上げ、0.975月分とし、年間1.925月分とします。令和8年度は6月期及び12月期で均等に分けまして、それぞれ0.9625月分とします。同じく勤勉手当は、令和7年の6月期及び12月期それぞれ0.875月分の年間1.75月分から12月期分を0.025月分引き上げ、0.9月分とし、年間1.775月分とします。令和8年度は6月期及び12月期で均等に分けまして、それぞれ0.8875月分とします。

一般職の職員のうち、再任用職員以外の職員の期末手当は、令和7年度6月期及び12月期それぞれ1.25月分の年間2.5月分から12月期分を0.025月分引き上げ、1.275月分とし、年間2.525月分とします。令和8年度は6月期及び12月期で均等に分けまして、それぞれ1.2625月分とします。同じく勤勉手当は、令和7年度6月期及び12月期それぞれ1.05月分の年間2.1月分から12月期分を0.025月分引き上げ、1.075月分とし、年間2.125月分とします。令和8年度は6月期及び12月期で均等に分けまして、それぞれ1.0625月分とします。

再任用職員の期末手当は、令和7年度6月期及び12月期それぞれ0.7月分の年間1.4月分か

ら、12月期分を0.025月分引き上げ、0.725月分とし、年間1.425月分とします。令和8年度は6月期及び12月期で均等に分けまして、それぞれ0.7125月分とします。同じく勤勉手当は、令和7年度6月期及び12月期それぞれ0.5月分の年間1.0月分から、12月期分を0.025月分引き上げ、0.525月分とし、年間1.025月分とします。令和8年度は6月期及び12月期で均等に分けまして、それぞれ0.5125月分とします。

会計年度任用職員は、一般職の職員のうち、再任用職員以外の職員と同様となります。葛城市職員の給与に関する条例等の改正内容についての説明は以上でございます。

続きまして、議第83号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。改正理由でございます。令和7年の人事院勧告に基づく国の対応に準じまして、本市の一般職の特定任期付職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の引上げを行うため、本条例を改正するものでございます。

続いて改正内容でございます。

まず、改正条例第1条でございます。新旧対照表の2ページをお願いいたします。

第7条、特定任期付職員の給与に関する特例でございます。国家公務員の一般職の任期付職員の俸給表が改定されることに準じまして、給料表を改めるものでございます。3ページをご覧ください。第8条第2項でございます。令和7年12月の期末手当の支給割合を0.025月分引き上げ、現行の0.95月分から0.975月分に、勤勉手当の支給割合を0.025月分引き上げ、現行の0.875月分から0.9月分に改正するものでございます。

続いて4ページをご覧ください。改正条例第2条でございます。令和8年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当につきまして、第1条で引き上げた0.025月分を6月期と12月期に均等按分し、期末手当をそれぞれ0.9625月分、勤勉手当をそれぞれ0.8875月分に改正するものでございます。5ページをご覧ください。附則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は令和8年4月1日から施行します。附則第2号としまして、改正条例第1条の改正規定のうち、給料表の規定は本年4月1日に、期末手当及び勤勉手当の規定は本年12月1日に遡及して適用いたします。附則第3項では引き上げた給与の額と既に支給した給与との差額を支給する規定を設けるものでございます。

次に、議第84号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。初めに改正理由でございます。令和7年の人事院勧告に基づく国の対応に準じまして、本市の議会議員の期末手当を0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

続いて改正内容でございます。新旧対照表1ページをご覧ください。改正条例第1条におきまして、本年12月に支給しました期末手当の支給月分を現行の1.725月分から0.05月分引き上げ、1.775月分に改正するものでございます。2ページをご覧ください。改正条例第2条におきまして、令和8年度以降に支給する期末手当について、第1条で引き上げた0.05月分を6月期と12月期に分けまして、6月期及び12月期をそれぞれ1.75月分に改正するものでございます。附則第1項としまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正

条例第2条の規定は令和8年4月1日施行とするものでございます。附則第2項では、本年12月期分の期末手当を引き上げるために、第1条の改正規定を本年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では引き上げた期末手当の額と本年12月10日に支給しました期末手当との差額を支給する規定を設けるものでございます。

次に、議第86号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。先ほども申し上げましたとおり、令和7年の人事院勧告に基づく国の対応に準じまして、本市の常勤の特別職の期末手当を0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

続いて改正内容でございます。新旧対照表1ページをご覧ください。改正条例第1条におきまして、先ほど議会議員の報酬条例の改正で申し上げたことと同様になりますが、本年12月に支給しました期末手当の支給月分を0.05月分引き上げ、現行の1.725月分から1.775月分に改正するものでございます。2ページをご覧ください。改正条例第2条におきまして、令和8年度以降に支給する期末手当について、先ほど議会議員の報酬条例の改正で申し上げたことと同様、6月期及び12月期それぞれ1.75月分に改正するものでございます。附則第1項としまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は令和8年4月1日施行とするものでございます。附則第2項では、本年12月期分の期末手当を引き上げるために、第1条の改正規定を本年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では、引き上げた期末手当の額と本年12月10日に支給しました期末手当との差額を支給する規定を設けるものでございます。

次に、議第87号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。先ほども申し上げましたとおり、令和7年の人事院勧告に基づく国の対応に準じた改正を行うものでございます。

続いて改正内容でございます。まず、改正条例第1条でございます。新旧対照表の2ページから3ページにかけてをご覧ください。第8条の第2項の改正でございます。自動車等使用者に対する通勤手当について、自動車等の使用距離が片道10キロメートル以上の職員の通勤手当を、距離区分に応じ、増額改正するものでございます。3ページから4ページにかけてをご覧ください。第14条の改正でございます。宿日直手当について、その額を改正するものでございます。

続いて第15条第2項及び第3項の改正でございます。4ページから5ページにかけてでございます。本年12月に支給しました期末手当の支給率を0.025月分引き上げ、再任用職員以外の職員は1.275月分と、再任用職員は0.725月分とするものでございます。6ページをご覧ください。第16条第2項の改正でございます。本年12月に支給しました勤勉手当の支給率を0.025月分引き上げ、再任用職員以外の職員は1.075月分とし、再任用職員は0.525月分とするものでございます。7ページから13ページにかけてをご覧ください。別表第1の改正でございます。官民格差を埋めるために、給料表の増額改定を行うものでございます。14ページ

をご覧ください。改正条例第2条です。第15条第2項及び第3項の改正でございます。令和8年度以降に支給する期末手当について、第1条で引き上げた分を6月期と12月期に分けまして、再任用職員以外の職員は、それぞれ1.2625月分に、再任用職員はそれぞれ0.7125月分に改正するものでございます。

16ページをご覧ください。続いて第16条第2項の改正でございます。令和8年度以降に支給する勤勉手当について、第1条で引き上げた分を6月期と12月期に分けまして、再任用職員以外の職員はそれぞれ1.0625月分に、再任用職員はそれぞれ0.5125月分に改正するものでございます。

17ページをご覧ください。附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は令和8年4月1日施行とするものでございます。附則第2項におきまして、改正条例第1条の改正規定のうち、通勤手当、宿日直手当及び給料表の改正規定は本年4月1日から、期末手当及び勤勉手当の改正規定は本年12月1日から適用とするものでございます。附則第3項におきまして、遡って引き上げます給与と、既に支給していますそれらとの差額を支給する規定を設けるものでございます。

次に、議第88号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。先ほども申し上げましたとおり、令和7年の人事院勧告に基づく国の対応並びに葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じた改正を行うものでございます。

続いて改正内容でございます。新旧対照表の1ページから7ページにかけてをご覧ください。別表第1の改正でございます。一般職の職員の給料表に準じた改定を行うものでございます。7ページをご覧ください。改正条例附則でございます。附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行し、この改正規定は本年4月1日から適用するものでございます。附則第2項におきまして、遡って引き上げます給与と既に支給していますそれらとの差額を支給する規定を設けるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本5議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

全部です。今ありました議第83号、議第84号、それから議第86号から議第88号までの5議案に対する一括質疑に入ります。

もし、質疑される場合は、第何号議案についてに対する質問なのか、あるいは全体に対する質問なのかも含めて、冒頭おっしゃっていただいて、質疑をお願いしたいと思います。

質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 では、議第84号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例に関して、質問をいたします。

1つ目ですけれども、我々議員は、地方自治法により、特別職の公務員として位置づけら

れており、非常勤であります。一方、市長は同じく特別職ですが、常勤の特別職であります。期末手当等の改定におきまして、要は、議員の場合は報酬、議員報酬となっております。市長の場合は給与というふうになってます。議員報酬、報酬と給与の違い、これはどういうところにあるのかお聞きしたいんです。非常勤でも、非常勤の特別職の方は議員以外でもいらっしゃいますけども、報酬となっております。一般職の職員は常勤で給与となっていて。この給与と報酬というものの違い、これはどこにあるのかということをお聞きしたいのが、1点目です。

2つ目はそれと関係することなんですが、人事院勧告に準じて、議員の期末手当について、改定しますということでありました。しかし、人事院勧告というのは、これは一般職の常勤の職員に対する給与改定の勧告であります。それを常勤の職員の給与改定に合わせる形で、議員の中の、要は月例ではなくて、それも期末手当だけ改定するという法律上の、あるいは条例上の根拠、これはどこにあるのか、このことについてお伺いをいたします。

以上、2点ほどをまずお伺いします。

吉村委員長 森本課長。

森本人事課長 人事課の森本でございます。よろしくお願いいたします。

まず、報酬と給与の違いは何かというところですが、一般的には報酬とは、一定の役務の対価として与えられる反対給付とされております。あと、給料の違いなんですけども、給料とは労務に対する対価の意味においては報酬と同じなんですけども、常勤の職員に対するものを給料と称しております。なお、給料は生活給の性格も有しているところでございます。もう一つ、市議会議員の期末手当を常勤職員の給与改定に準じて行う法的な根拠というところですが、非常勤の特別職である市議会議員の期末手当を常勤職員の給与改定に準じて行うこととまでは法律に明記というのはされてはおりませんが、葛城市では従前より、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員の給与改定を行いまして、それに併せて市議会議員の期末手当も常勤の特別職の期末手当も改定を行っているところでございます。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。報酬というのは役務の対価として、給与というのは労務の対価として生活給の意味合いを持つと。議員の場合は兼業も許されておりますから、限られた議会の出席等で払われていると。しかし、ほかの報酬と違うのは議員報酬となっているのは、議員の場合は、必ずしもそれだけが仕事かということがあって、これは以前は、議員も報酬でしたけども、地方自治法の改正により、議員報酬とわざわざつけたのは、非常勤職のほかの特別職の方とは、少し性格が違うということで、議員報酬となつてると私は理解しているんですが、この報酬をもって人事院勧告に当てはめる、準じるというのは、法的な根拠はないと今おっしゃいました。つまり、慣例として従来からやっていたと。

これは地方議会でも慣例でそういうふうに行われているところ多くあると思うんですが、私はこれ、違和感を感じてるところなんです。本来は常勤の一般職の職員の人事院勧告による給与改定、期末手当の改定を、期末手当の改定だけ、議員報酬、全く性格が違う我々の、要

は支出体系のほうに入れてしまっていると。これは議会の問題でもあろうと思います。議会自身が議員の報酬の在り方をまずは決めて、出していくので、これは理事者側の問題ということではないんですけれども、そうした点から、私は期末手当についても、特別職報酬等審議会があるわけですから、やはりこういうところで客観的に諮っていただいて判断してもらうのが一番妥当だと思っているんです。これは意見になりますけれども、今後議員報酬の在り方も含めて、きちっとこうした第三者によるところによって、判断してもらって、議員については、給与改定、期末手当の改定が出てくるものがないんじゃないかなと思っています。この間、私、この点について前回は昨年度も発言させていただきましたけれども、やはり議員報酬の改定ということが全然やられてないということもありますし、そういう点では報酬審議会も開かれてないということもあって、ただ開かれずに毎年ここだけが変わっていくという、この気持ちの悪さを持っているということだけご意見を申し上げておきます。

以上です。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

速水委員。

速水委員 同じく、議案第84号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてお聞きします。

まず、読売新聞からの記事ですが、国会議員の歳費増減法案も12月3日に見送ると説明してされております。そして、期末手当も、次期国政選挙後まで据え置く歳費法の改正案が昨日、衆議院を通過しています。国からということですが、現在での根拠を説明していただけますでしょうか。

吉村委員長 現在での根拠というのは、もう一回、その辺り、分かりやすいように。

速水委員 一応国からということなので、そういうふうに衆議院を通過したわけなんです。それに対して今の現状のお考えで結構です。

吉村委員長 お考えというのは、国のことに対して、地方自治体の……。

速水委員 国のほうで、衆議院のほうで下げられておりますから、それも踏まえた上で、今回の報酬を上げることに、今現在、どういうふうに……。

吉村委員長 根拠につきましては、先ほど人事院勧告のそれに準じてというふうなことで、これが全てであろうというふうに思いますので、国のことに関して、私ども地方自治体のこの議会委員会ですので、これについて理事者側に意見を求めるのはできないかなと思うんですが、そういう意図で質問されているわけではないんですか。どういった意図でしょうか。もう一回分かりやすいように。そういった意図で……。

速水委員 要は、衆議院が通過した状態でありますので、その状況というのがありますので……。

吉村委員長 国がどのような判断に基づいて、したかということの再確認、どのような情報を得ておられますかというふうな質問でよろしいでしょうか。

速水委員 はい。

吉村委員長 では、そのように。

森本課長。

森本人事課長 人事課の森本です。よろしくお願いいたします。

先ほどと同じ形になるかなと思うんですけども、葛城市では従前より、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員の給与改定を行いまして、それに合わせて、市議会議員の期末手当も常勤の特別職の期末手当も改定を行っているところでありますので、その形で今回も上げさせていただいているという状況です。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 速水委員。

速水委員 そういうことです。では、前年度からの比較で葛城市各企業において、ボーナスの支給額は増えていますか。また、条例を取り下げた自治体はございませんでしょうか。

吉村委員長 これについて把握されているかどうかですね。これは、いいですか。

森本課長。

森本人事課長 まず、葛城市内の民間企業の期末手当のボーナスの状況なんですけど、そちらのほうは調査が及んでおりませんし、葛城市の部分というところは把握しておりません。また、他市につきましても、申し訳ございません。今、資料を持ち合わせておりませんので、分かりかねます。

以上です。

速水委員 もう一つの件は。条例を取り下げた自治体はないかというご質問に関しましては。

吉村委員長 森本課長。

森本人事課長 申し訳ございません。他市の条例を取り下げたかという状況につきましても、確認しておりませんので、今お答えすることはできかねます。

吉村委員長 速水委員。

速水委員 全国データからですけども、帝国データバンク調べで、本年度の冬季賞与の増額企業は23.0%から22.7%に減っています。現状維持が44.7%、減少していたが、13.2%、賞与がそもそもないが12%、この時点で69.9%の企業が増えてないということなんです。奈良県におきましても、奈良新聞から、冬季ボーナス支給予定金額が平均41万8,758円と減少と書いてあります。これは南都経済研究所調べとなっております。そういった記事なんですけれども、増えてるといふ調査データとかは全くないということなので、そういったデータもなしにこういうふうになってるといふのは、甚だ疑問でございます。

吉村委員長 ご意見として承ります。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論と採決に入りますけれども、討論と採決は1議案ごとに行いますので、順番にやっていきますので、よろしくお願いいたします。

まずは、議第83号から行きます。葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第83号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第83号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第84号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、討論に入ります。

討論はありませんか。

速水委員。

速水委員 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論いたします。

今回期末手当の引上げにつきましては、3点の理由より反対いたします。第1に国の動向が変更されたこと、第2に全国でも奈良県におきましても、冬季ボーナスは現状維持か減少が大半であること。第3に実質賃金が10か月連続マイナスであることです。

まず1点目ですが、先ほどお話をさせていただいた読売新聞からの記事ですが、国会議員の歳費増額法案も12月3日に見送ると説明があり、期末手当も、次期国政選挙まで据え置く歳費法の改正案が12月11日、昨日に衆議院を通過いたしました。国が見送るのに、葛城市は行うのでしょうか。すなわち、議員の期末手当を引き上げる根拠にはならないものと申し上げさせていただきます。

2点目ですが、帝国バンク調べで、本年度の給与増額企業は23.0%から22.7%で減っていますと、現状維持が44.7、賞与がないが12%、この時点で69.9%の企業が増えてないということで、奈良県におきましても、奈良新聞からの記事で、冬季ボーナス支給予定額が平均41万8,758円と減少、南都経済研究所調べとあります。この内容からも、皆様のボーナスは減っているもしくは現状維持なのに、これまた、引き上げる根拠にはなりません。

3点目ですが、厚生労働省が12月8日に発表した毎月勤労統計調査によると、物価変動影響を除いた実質賃金は、前年度比較で0.7%減り、2025年1月以来10か月連続のマイナスです。すなわち市民生活が悪化しているということにして、既に一定の報酬をいただいている議員については、最低限の現状維持を図るべきではないでしょうか。

以上3点から、選挙で選ばれた我々が先に上げるというのはあり得ません。市民の理解を得ることはできませんでしょうか。本当に市民の皆様に申し訳ないです。よって、今の段階では反対いたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私も議第84号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて

て、反対の立場から討論をいたします。

反対の理由は、1つは先ほど述べました我々議員が、自らの報酬を決めるに当たって、やはりいろんな考え方が議員の中にもあります。そういうことで左右されるのではなくて、本来は報酬等審議会が葛城市にもあるわけですから、その特別職報酬等審議会にしっかりとかけて、第三者的な立場できちっと判断していただくのが妥当であろうと思います。公務員の方の給与につきましては、人事院勧告という形で、やはり客観的に第三者が判断した上で、これを改定されるわけです。それを性格の違う、それは常勤の給与をもらう方々の職員の方々の改定でありますのに、それを我々非常勤の特別職である議員報酬に当てはめて、それを慣例的にやってきたということは、そろそろ私は見直すべきだという考えであります。今後議会において、議員報酬等、様々議論されるときに、ぜひこの点についても改定をしていただきたいというふうに思います。

2番目は、やはり、今、先ほどの委員からも発言がありましたけれども、今般の経済情勢において、政治家の果たす使命というのがあろうかと思えます。先憂後楽、真っ先に憂い、楽しみを後にするというのが、私は議員の本分であろうと思えますので、国民の暮らしの厳しいときに、言ってみれば慣例でやってきたということに対して、私は政治倫理上も問題があるというふうに感じております。やはりきちとした形で第三者に判断をいただくということが大事だろうと思っておりますので、この点からも、反対を申し上げておきたいと思えます。ただ、長くはなりますけれども、民間のボーナスの支給が大変な状況にあるところもあるということもございます。しかし、公務員の場合は、公務員採用に関して、やはり地域の将来を支えていく公務を担っていく方々、優秀な方にやはり来ていただきたいということがあります。これは国においても同様でありますけれども、公務員を志望される方が、どの程度の民間企業の、どの規模の民間の企業に就職、あるいは採用試験を受けて就職されているか、そういうことを人事院はきちっと調べた上で、この人事院勧告における給与体系について、やはり対象企業、ある程度の対象企業ということで、範囲を決めております。したがって、確かにボーナスが出ていない、大変苦勞されている零細企業のところで働かされている方もいらっしゃいますけれども、だからといって、公務員の方の給与改定について、低ければいいということでは私はないと思っております。やはり適正な人事採用の上で公務員に求められている給与水準というのがあるわけですから、そういうことを把握する中で、今般の実質賃金下がっている中で、職員の方の給与を引き上げると、これはもう私は妥当だと思っております。しかし、事、議員に関しては、全く性格は違う仕事をしているわけですから、そういう観点から私は、この議員報酬の引上げについては、反対いたします。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 私は、議第84号の葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例について、賛成の立場で討論させていただきますけれども、これ、まず、毎年令和7年度の人事院勧告で、報酬の引上げというところで、なっています。議員もやはり物価上昇のあおりを受けているところが

ありますし、また、定数も削減をしました。質の高い、議員としての資質を上げていかなければならないところで、政務活動費とか、もう今、議会の中でも話をしております。やはり、ここはしっかりとその分、報酬をしっかりといただいた上で、議員としての職責を全うする、これに尽きるんじゃないかなと思っております。

それと、谷原委員おっしゃってたんですけども、理事者は議員のこのやつを上程をしてくれているんですけど、これは議会からやはり上げていくべきものであるし、質疑を理事者側に求めたとしても、なかなかこれは答えにくいものであると思います。これについては、また議会のほうでも次年度また上がってくる可能性がありますので、それはしっかりと考えていかなければならないかなと思います。でも、ただ報酬については、しっかりとその分、しっかりといただいた上で職責を全うし、議員としての資質を上げ、そして市民の皆様に還元する、それに尽きるかなと思いますので、私はこの条例に関して賛成させていただきたいと思っております。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第84号議案を採決いたします。

議案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村委員長 起立多数であります。よって、議第84号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、議第86号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正することについて討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第86号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第86号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第87号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第87号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第87号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第88号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第88号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第88号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第85号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

ただいま議案となりました議第85号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することにつきまして、提案理由を説明いたします。

本案につきましては、非常勤の特別職である識見を有する者の監査委員の報酬について、業務の内容、勤務の実態及び他市の報酬額などの状況も踏まえ、その報酬額を月額3万円から月額12万円に改めるものでございます。

それでは、詳細につきましては、監査委員事務局長兼総務課主幹より説明をいたします。

吉村委員長 堀川主幹。

堀川総務課主幹兼監査委員事務局長 監査委員事務局、堀川でございます。改めまして、よろしくお願いをいたします。

それでは、ここからは新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。新旧対照表1ページをご覧くださいと思います。本改正の内容は、条例別表の3、監査委員の項のうち、識見を有する者の監査委員の報酬を月額3万円から12万円に改めるものでございます。報酬額の上がり幅が非常に大きくなっておりますが、勤務された日数や時間数を精査し、特に時間数につきましては、直近5か年では年平均143.7時間という勤務時間でございましたので、これを基準に拘束時間1時間当たり1万円ということで掛けさせていただきまして、年間約144万を12か月で割り戻した12万円を提案をさせていただくものでございます。こちら、今、申し上げました基準とした拘束1時間当たりの金額といたしますのは、士業、いわゆる弁護士や公認会計士といった士業の協会の中で、30分当たり、また、1時間当たりの報酬額の目安

として示されているものを採用させていただきましたが、改正後の報酬額12万円は、葛城市を含まない場合の県内市の識見監査委員の報酬額の平均額が11万1,563円となっております。こちらと比較しても大きく乖離しておるものではなく、適当なものとして改正提案させていただくものでございます。

なお、施行期日は令和8年1月1日でございます。審査のほどよろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 よろしく申し上げます。今、監査委員事務局のほうから、この金額の根拠についても説明いただいたんですけども、今回かなり上げ幅があると思うんです。もともと3万円やったやつが月額12万円になってるということで、これ、ある程度、5年間の実績を基準にということでしたらと思うんですけども、3万円が5万円になるとか、3万円が倍になるぐらいやったらまだ分かるんですけども、4倍になってるので、ある程度、監査委員事務局だけじゃなくて、特別職の報酬審議会等もあるわけですから、そういったところも含めて、どういった内部で議論されたのかということをお聞きしたいんです。今、監査委員事務局のほうから説明がありましたけれども、基本的に監査委員の報酬を決めるのは、私は人事課じゃないかなあと。基本的に議会事務局が議員報酬を決めないのと一緒で、監査委員事務局が説明されてるということに対しても、どこでどういう内部で調整されたのかなということ、まず1点、お聞かせいただきたいです。

2点目は、この12月の定例会で提案されてるんですけども、いつの段階から考えていらっしやったのか。5年間、143.7時間ですか。ずっと続いているわけですよ。ということは、前任者も非常にハードなワークを報酬3万円ですずっとやっていただいたというわけです。これ、いつのタイミングでこの報酬を変更されようとしたのかということ、聞かせていただけますでしょうか。

以上2点、よろしく申し上げます。

吉村委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。ただいまの梨本委員のご質問ですけども、まず今回の監査委員の報酬の改定につきましては、今、人事課のほうが所管ではないかということと、監査委員事務局長が、ということでしたけども、今現在、監査委員事務局長は総務課の主幹も兼ねておりますので、行政側の立場としても、当然人事課とも、もちろん企画部ということも含めて協議いたしまして、今回の改正の積算ということも含めてやらせていただきました。報酬審議会、先ほど出ましたけれども、報酬審議会のこれは条例通り、市長の諮問に対して行うということになっておりますが、根拠もかなりしっかりした根拠、それと他市の状況もかなりそれに大きく乖離してるものではございませんでしたので、報酬審議会のほうには諮問する必要がないのかなということで、これは条例どおりの運用をさせていただいております。

以上です。

吉村委員長 堀川主幹。

堀川総務課主幹兼監査委員事務局長 総務課、堀川でございます。

それでは、いつから検討していったのかどうかというようなご質問でございますが、具体的な時期というのは分かりかねるわけですが、事務局内の県内の監査委員報酬を調べた電子ファイル、これ、エクセルファイルで保存しておるわけなんですけれども、こちらの作成年度が令和4年の4月に作成されておりますので、少なくとも令和4年には報酬額の低さというものの改正というものの意識をしていたと考えております。しかしながら、実際の作業といたしましては、令和7年3月の予算委員会直後より検討を進めておまして、8月、9月と検討を続け、今の議会での提案とさせていただいたものでございます。よろしくお願ひいたします。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 報酬審議会にかける必要がない、根拠がしっかりしているということは理解しました。

私、上げることに対しては、全く、いいと思うんですよ。やっぱりそれだけの仕事をしていただいているわけですから、ただ、時期なんですよ。今回、人事案件と一緒にこの条例が出てきているのが、私はどうももやもやするんです。特に、これ、3月の予算委員会で指摘を受けて、私はそのときいませんでしたけれども、そのときに、監査委員報酬についても検討する必要があるんじゃないかと、議会のほうでも多分そういった意見があったんだと思うんですけれども、それについて検討された。これ、6月とか9月とか迅速にね。これ、性格が違うのは、今まで審議してきた83号と84号とかは、人事院勧告に基づく報酬の改定ですから、これは人事院勧告がなかったら、できへんです。でも、監査委員報酬は、これは安いなど、今の監査委員に申し訳ないなと思ったら、そのときに変えられるじゃないですか。そのことをせずに、ずっとほったらかしておいて、ほったらかしておいてという言い方がよくないかもしれないけれども、6月、9月、これに全く上がってこずに、この12月、人が変わるタイミングで一緒に変わってきているというのが、私は本当に気持ち悪いです。これは人に対してもう本会議で議決も終わってます。でもその方は、今度新しくなっていたく方は、今の条例の報酬を見て受けていただいたんですよ。基本的にこの条例改正があるということで、受けられたわけではないですよ。その辺り、今度新しく選任された方、その方と、この関係、私は本当に関係ないというのが基本やと思ってますし、そうあってほしいと思うんですけれども、補正で上がってくるにしても、当初やったら3月議会やったら、そうですねと、上げやんとあきませんねと素直に言えるんですよ。前任の退職のタイミングで上がっているのが、私はどうも、正直言って気になってます。その辺り、後任の人選も含めて、この報酬との兼ね合い、何かあるんでしたら聞かせていただけますか。

吉村委員長 林本部長。

林本総務部長 ただいまの梨本委員のご質問でございますけれども、まず、今回の宅氏の退職に伴います後任の人事の人選に当たりましては、本市では従前、宅氏も含めまして、民間の方の中から監査委員をお願いして、非常に質の高い監査も実施していただいております。今後、市として、更に引き続いて監査機能を強化していくというところから考えたときに、これは県内の葛城市を除く11市におきましては、既に奈良市が士業の方を人選しておられます。

それと今回、それを含めて先ほど主幹のほうからも答弁ありましたように、既にそれぞれの市の監査委員の報酬につきましても、11万2,000円台ということで、今回うちの12万円に対して、決して乖離してるわけでもございません。士業を実際頼んでおられるところの報酬は、葛城市が今回改正した数字よりも更に大きいということもございます。ですので、そういった、見合ったという言い方はおかしいですが、士業の方をお願いするに当たっては、やはりそれに見合った形で今回も、積算の根拠に、先ほどから申し上げていますように、士業の大体そういう基準に基づいて積算をさせていただいてるという状況です。今回の人選の際に先ほど、条例改正を前提にというふうにおっしゃいましたけど、それに関しては、こちらからは申し上げておりませんので、そこは付け加えさせていただいております。

以上です。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 今、林本部長おっしゃったように、それとは関係ないと、切り離して、報酬は報酬で検討してた、人選は人選で検討してた、これに関しては理解しました。

ただ、今回は、見合った形というふうにおっしゃいましたけれども、これ、3回目やからあれですけど、今までの前任の名前も挙げさせていただくと、宅さん、この市の貢献度は、私は物すごいものがあると思うんですよ。これは今までの監査報告書を読んでもそうですし、私も一緒に監査委員として仕事をさせていただきました。今回、公認会計士になることにおいて、その部分もおっしゃってますけれども、内部統制についてもすごい見識をお持ちですよ。そのことも、葛城市内において市職員に対する影響も相当いい影響を及ぼしていただいたと思ってるんです。その方の任期中に、何で改定できへんかったのか。それを、改選するこのタイミングで持ってくることに対しては、私はどうも納得できないんですよ。これ、別に今の時期じゃなくていいじゃないですか。条例、4月1日からでいいじゃないですか。3回目なので。私はそう思っています。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 部長が答弁したことがほとんどなんですけども、まず宅氏におかれましては、今回お替わりいただくに当たりましては、非常に貢献をさせていただいたということは認識しております。宅氏の前任者の方も、葛城市に対しての貢献度は非常に大きかったと認識しておるんですけども、宅氏の選任をさせていただいたのはまず、私のほうでございました。従前は民間会社の経営者の方をお願いすることが多かったんですけども、ある種、その組織の内部に入っていた人選をあえて持ってきました。ですので、組織の内部としての統制の在り方とか、監査の在り方ということが必要なことだと感じましたので、その人選をさせていただいて、快くお受けいただきました。そして、その間、当然ながら行政内部にいろいろな問題がありましたので、そういう人選をしたわけなんですけども、宅氏とともに、行政内部の監査委員組織の強化ということを図ってまいりました。そのことにつきましては、宅氏の貢献度が非常に高い。まさに、その意見を聞きながら歩んできた年数であったのかなと認識しております。ただ残念なことに、この春に、宅氏のほうから、こちらのほうは人事案件として上程をして、もうそれを採決をいただきましたので、その場ではお答えをしたかどうか私

は記憶しておりませんが、宅氏のほうから体力的な問題があつて、そろそろ引きたいのであると、任期途中であるが引きたいのであるという、強い意思を表されましたので、人選に入りました。そういたしますと、従前のような形で、民間の経営者なり等の人選をするのがいいのか、これから、監査の在り方についてどのような強化を葛城市としてしていくのがいいのかというところでの最終判断が公認会計士という、割合と県下でもそういう方が多いんですけども、そういう資格を持った、ある種、会計に強い形の人選をさせていただいたというのが、今回の森田氏の人選でございました。そういたしますと、どういうことが起こりますかといいますと、その公認会計士というその資格に対する報酬の在り方を考えなければいけないという判断に立ったわけでございます。そのことにつきましては、先ほど弁護士なり、公認会計士等の時給等の話もありましたけども、年間の時間、それに費やす時間等を鑑みたところ、やはり、今の現状の民間企業の方から来ていただいていた、もしくは資格が、その能力はお持ちなんですけども、資格給という形ではないような意識の下での、ある種名誉職的な報酬の在り方というところから、資格に対する職能給的なものにシフトすることを模索したのが実は今回の条例改正でございます。ですので、今回の条例改正というのは、決して今まで考えていなかったというわけではありませんが、ある種、資格に対しての条例改正であるというようなことも考えた上の上程でございますので、よろしくご審議を賜りたいと存じます。

以上でございます。

吉村委員長 またありましたら、続いて言っていただきたいと思います。まずほかの委員の発言、何かございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 では、お聞きします。県内12市のことについても、令和4年度には把握されていたということですので、現状、奈良県12市における代表監査委員、議会選出の監査委員も併せて分かれば、議員報酬が月額幾らになつてゐるのか。

それからあと、葛城市でもやっと数年前に独立していただきました、議会事務局と兼務を独立した監査委員事務局にやっとなつたわけですが、監査委員事務局室を設けてるところとかがほとんどだと思ふんですけども、その実態についても、県内12市がどうなつてゐるか、お聞かせ願ひたいと思います。これをお願いします。

吉村委員長 2点ですね。

堀川主幹。

堀川総務課主幹兼監査委員事務局長 総務課、堀川です。よろしくお願ひします。

それでは、12市の監査委員の報酬の状況でございます。

まず、奈良市から申し上げさせていただきます。代表監査委員、識見を有する者の監査委員の報酬、奈良市は月額2万1,000円のみでございます。月額規定でございます。次、大和高田市が月額13万6,000円でございます。続きまして、大和郡山市が月額12万5,000円と、月額1万円の加わつたものでございます。月額ベースプラス日額の報酬が発生してると、ハイブリッドといいますか、加わつた形になっております。こちらが大和郡山市でございます。

続いて天理市は日額でございます。日額3万2,000円でございます。橿原市につきましても、月額でございます。月額11万6,000円でございます。桜井市につきましても、月額12万3,000円でございます。五條市につきましても、月額10万円でございます。続きまして、御所市は月額10万3,500円でございます。生駒市が日額でございます。日額3万2,000円でございます。香芝市につきましても、月額でございます。月額6万2,000円でございます。葛城市を飛ばしていただきまして、宇陀市につきましても、最後ですが、月額11万7,000円となっております。

なお、議会選出議員も調べておりますので、併せて説明をさせていただきますが、奈良市につきましても、こちらも日額1万4,000円、大和高田市につきましても、月額で5万3,000円、大和郡山市が、こちらも月額2万5,000円と日額1万円の加算したもの、加えたものでございます。天理市につきましても、日額で1万7,000円、橿原市は日額1万7,500円でございます。桜井市につきましても、月額4万7,000円、五條市が月額5万円でございます。御所市が月額3万7,800円、生駒市が日額2万4,000円、香芝市が月額2万1,000円でございます。最後に宇陀市が月額2万5,000円となっております。

なお、事務室の状況につきましてもでございますが、県内市の全て事務局、大きい小さいはございますけれども、事務室が配置されているという状況でございます。よろしくお願いたします。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。葛城市の識見を有する監査委員の方の報酬が非常に低いというのはこれで一目瞭然なので、私としては、引き上げるのは当然賛成なんです。

しかし、ここは意見になるんですが、もうちょっと配慮のある議論の進め方をさせていただきたかったのかなということをご意見申し上げておきます。というのは、監査委員は、議選、議員から出てる監査委員もいるわけです。当然、識見を有する監査委員の方の報酬をぼーんと上げて、それで、議会のほうはもう役に立たんのかと。これ、見え方の問題なんですよ。給与というのは見え方がすごく大事なんですよ。これはどの会社もそうですよ、どう見せるかというのはね。そうか、議員は識見がないから、安いのかとなるのでね。これはもっと事前に、議会に監査委員報酬を改定するときには、もうちょっと議会に事前に相談はなかったのかなあと。これ、また、議会の方を改定するかどうかという議論になってしまうわけですね。そういう見え方の問題。

あわせて、その見え方の問題で、先ほど梨本委員もおっしゃいましたけれども、宅康次監査委員、12月まで監査委員だと思います。宅康次監査委員は、大変本当に優れた監査業績を残されたと思います。ホームページでも、私どもも、監査報告を見て、非常に行政組織の運営の在り方も含んで、会計監査だけでなくいわゆる行政監査もしっかりやってこられたので、私どもも非常に参考にするとところ大きかったわけですがけれども、こういう方が辞められる。辞められたら上がる。見え方ですよ。そういうことなのというふうに思われるのが私は非常にきずつないところがあるんです。だから、この点については苦言を言っても仕方ないんですけれども、そこで1つだけお聞きしたいんですが、人事院勧告では給与改定を遡って

やっていますわ。遡らなくてもいいんですけどね。12月に報告があったら1月から改定という年もありますよ。だけど、4月まで遡ってやるということがあるので、私としては、こんな見え方になるのが気持ちの上で本当に申し訳ないところがあって、これ、遡って、今年の4月1日からの改定ということができるのかどうか、これは可能なのかどうか、そのことについてお伺いします。

吉村委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。今の谷原委員の質問でございますけれども、まず、条例というのは施行日から施行するという事なので、今であれば1月1日からということで、施行日になっておりますので、1月からとなります。遡及事項につきましては、個別の条例の中で、今回やったら特別職の非常勤の報酬に関する条例、かなり54種ぐらい職種があるんですけども、そちらのほう全体の中で、例えばそういう附則か何かでそういった遡及の事項が含まれるかどうかということなんですが、今、私が知る範囲内では、もちろんそういった条文は含まれておりませんので、遡及対応ができないという判断かなと考えております。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 現状ではできないというのは私も分かりますけれども、これ、条例を改正する、附則もつけてその部分だけ遡るというふうなことは、条例を改正すれば可能なんでしょうか。このことについてお伺いします。

吉村委員長 林本部長。

林本総務部長 説明に不具合があったかもしれませんが。条例をこれから改正するという意味だと受け取りましたが、基本、条例というのは改正して、通常の適用日ということになるんですけども、それを過去に遡るか遡らないかという議論になってくるかと思いますが、基本やはり一番早い段階でも公布の日から施行するというのが多分条例の場合は一番早いかと思います。これから未来形で改正した場合は、恐らくそこから以降の話になるのかなと思います。

以上です。

吉村委員長 もう意見のみですね。

谷原委員。

谷原委員 人事院勧告につきましては、今年度の給与改定ということになるので、遡ることができるかなとは思いますが、現状、今の条例の立てつけで、それを行うのは難しいというご答弁でした。そうであるならば、私は、もうこれ、4月1日から、年度当初から議員の監査委員の報酬も含めてきちっと議論した上で改定をすべきではないかと思っております。だけど、実際には後任の方を探すときに、お話として出てるんじゃないかと思うんですよ。建前としては条例が決まってからというふうなことになるけれども、幾らでというふうな話が内々に進んでるとすれば、非常に対外的にも不始末なことになるし、そういう意味で非常に困ったような議案に私はなってしまったなと率直に思うんです。本来やったら、やはりちゃんと両方の監査委員の改定も含めて、他市の状況を今お聞きしました、こういう状況を含めて、今後監査委員会として強化をどうしていくのかと、そういう議論の中でこの案が出てくるのが

私は当然だろうと思いますので、私は非常に拙速な議案の提案になったということについては、遺憾の意を表しておきます。

以上です。

吉村委員長 今、ちょっと谷原委員の質疑を挟みましたが、先ほど梨本委員の質疑の後で市長が手を挙げられましたので、梨本委員、発言を認めますので、お願いします。

梨本委員。

梨本委員 市長の発言を聞いて、私、分からへんかったのが、先ほどの説明では、報酬の改定と人選は別であるという話だったのが、別というか、そこについての話ではないというお話だったと思うんですけど、違いましたか。その方を選任するに当たって、この金額を決めたということですか。いや、ですよね。ところが、市長の話だと資格に対してとおっしゃったので、資格に対してそういうことがあるとなると、私は今の、宅さん、資格はないですよ。持っていらっしゃるのかどうか分かりませんが、でも仕事に関して言うと、それ以上に私はやってもらってると思っているので、ちょっと引かかるとは思っていますよ。特に、今回、人選に関しては、もう議会も本会議も通ってますし、これは後からごちゃごちゃ言うことではないですけれども、公認会計士になっていただくのは、これはもう会計に対してしっかり強い、しっかりと見ていただくということではいいと思うんですけども、監査って、それは議選のほうでやっていったらいいのかもしれませんが、数字だけじゃないわけですよ。どちらかという、まち全体のことをよく知ってる人が、やっていただくというのがいいのではないかなと、私はこれまでずっとそう考えてきたんです。まちのこと、どこに何があって、どんな公園があって、どんなまちづくりをしてきて、ここに住んでると。そういう方が、私は本当にふさわしいと思ってきた中で、今の現任の宅さんというのは、私、本当に最適任やったと思うんです。だから、今、引かかったのは、その資格に対してと言われると、やっぱり前任に対して、ちょっとそういう言葉足らずではないかなと思うので、そうではなくてということをちゃんと説明していただきたいということをお願いします。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 宅さんにかかわらず、過去において監査委員を務めていただきました皆様は、非常に葛城市に貢献をしていただいていると思います。たまたま葛城市の状況の中で、宅康次氏というその能力を、やはりそれを監査委員として求めたというのは事実でございますし、また、助言もいただきながら、共に監査強化をしてきたというのも事実でございます。その中である種、過去におきましても、監査委員というのは名誉職的にお受けいただいていたと考えております。過去において、企業のトップのある方の、例えば月給が幾らであるとか、年収が幾らであるとかということは関係なしに、一律のお金でお願いをしていたというのはまさにそのとおりでございます。

ただ、今回新たに次のステップに入る監査強化の在り方というのは、ある種、会計的なものでございます。それが、もうこの人選につきまして、多分これは議案が違いますので、もうこの部分については、市内がいいとか市外がいいとかいうのは、メリットも多分デメリットもあると思いますが、その部分については、お答えはもう控えさせていただきますけども、

ある種、これから葛城市が求める強化していく部分について、やはり人選を考えたというところでございまして、それがやはり公認会計士という資格を有する、それを生業としてされてる方を求めた、その中で、それも考慮した中での報酬の在り方であるという考え方、総合的な考えを持っております。ですので、決して過去の皆さん方が、では、それに、時給に値するだけのものを、市の行政としてお払いしていたのかといいますが、私は必ずしもそうではないという考え方を持っております。そういたしますと、非常に高収の方、年収1億のある方を求めて、それで、もしなっただけとしたら、それに合うだけの報酬はお支払いするわけにはいきませんので、当然のことながら、名誉職的に、それをご理解していただいた上で、葛城市のためにご尽力をいただいていた。それは過去においてどの方も全て同じであると私は考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 梨本委員、よろしいですか。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 質疑させていただくんですけども、先ほど市長がご答弁いただいた中で、名誉職という言葉が出てきたんです。名誉職やから、例えば金額がそこまで要らないよみたいなことに聞こえたんです。いや、でも、識見を有する者としてこの条例の中でも書かれておりますので、今、今回のタイミングで12万円に上げるということは、資格がありきで上げるとかということでもないと思うんです。名誉職やから低いということでもないと思うんです。やはり、葛城市はこれからこういう形で監査を新しいステップに、こういう形にして、今までもちろんしていただいたことも含めて、このタイミングで、報酬も含めて見直したい、その気持ちとか、その考えというのが薄いんですよ、今、何か僕が聞いてた中で。

それやったら、今、出てきたように、名誉職やったら、4月1日で、そこまでやってもらって4月1日でもいいんじゃないのと。今回決まった監査の方に、4月までは名誉職にしておいていただいて、そこから上げたらいいんじゃないかとかいう、そういう議論も出てきちゃうので、やっぱりその市長の答弁が、もう一回お話ししていただきたい。僕はそういうふう感じたんです、さっきの市長の答弁を聞いて。せやから資格がありきじゃないじゃないですかと。やっぱり葛城市の監査はこういう形で識見を有する者と書いて、ここには公認会計士から幾らと書いてないんです。だから、そういう方々も含めて、幅広くしっかりと、今の基準ではこれぐらいの形で、葛城市は監査に向けて新しいステップを踏み出すというところが1つ欲しいんですよ。そうじゃないと、やっぱり梨本委員がおっしゃってる、何でこのタイミングやねんみたいなところが出てきちゃうので、そこをしっかりともう一回ご答弁いただけたらなと思います。

吉村委員長 答弁どうされますか。

林本部長。

西川副委員長 市長に言うているんです。

吉村委員長 では、まず部長、その後市長に答えてもらいましょうか。

林本総務部長 総務部の林本でございます。ただいまの西川副委員長のご質問でございますが、まず、今後葛城市として、これは監査を受ける行政側の立場といたしましては、監査機能の強化は、今までも現在の宅康次氏におかれましても、かなり監査機能のほうも強化、また、監査の質ということでは高めていただいておりますので、そこについては引き続きということなんですけど、さらに、今度令和2年度からは、内部統制も包含した監査ということでやっております。また、そういうことも含めて、今回、公認会計士という資格云々というお話をさせていただきましたが、公認会計士はもちろん資格としてお持ちですけれども、今後の新しい森田氏におかれましては、やはり公会計の支援というのを平成22年からされておるということで、そこには、固定資産関係とか、FM関係とか、また、財務分析というところで非常に強い知識をお持ちだということもあって、そういったところも踏まえて、今回、交代……。

吉村委員長 分かりました。

今、議論をしている中身については、この12万円のことについてどうのこうのという話じゃないんです。その以前の話ですね。特に、市長先ほど名誉職的などというふうなことをおっしゃいましたけれども、いやこれというのはそうなんですかという話ですから、それについて、もしあれやったら、市長のほうから直接……。

阿古市長。

阿古市長 監査につきましては、過去においても名誉職的にお願いをしているという認識を持っております。監査の質であるとか、それに対する時間であるとか、それを時給で割ったりした形では実は3万円という金額を設定しておったわけではございません。ですので、当然労力として、対価としてお払いするのであれば、多分3万円という金額は、過去においても低かったという認識を持っております。そういう意味におきまして、ある種1つの基準として先ほど申しあげました弁護士であるとか、その資格を有する人の時給、それに対する対価を比較した中での今回の12万円という設定をさせていただいたという説明をさせていただいたわけでございます。では、その12万円が果たしてその対価としてふさわしいのかどうかということになりましたら、やはりそれも事業者として弁護士であり、公認会計士として業務をなされてる方の収入を考えた中で考えると、それはある種、その辺の判断は、それをお受けいただいた方が考えていただいていると思います。ですので、今回、職能給としてまるきりそれにしますねというような判断の基準ではないということをご理解をいただきたいと思います。過去におきまして、監査委員をしていただきました皆様方に対しましては、非常に葛城市として感謝をしておりますし、また、感謝をこれからもしていけないといけないという考え方でございます。

以上でございます。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 今回森田氏がどうのこうのとかじゃないんですよ。部長おっしゃっていた公会計に携わっていたとか、そんなんはいいんです。ただ、葛城市が、今からどこに監査をどういうステップで持っていくかというところが重要なんです。ほんで、このタイミングでというところなんですよ。別に森田氏ありきじゃないとは僕は考えておりますし、市長おっしゃったように、もともとはやっぱり名誉職的なところというのもあったと思います。あったんでしょう。これから、やっぱり会計監査にも、会計のほうにも力を入れていかなあかんというところはもちろん、葛城市としたら、重きを置いていきたいというところもあるのかと思います。やっぱりそこをしっかりと重点的に見ると、もしかして士業の方は、次、代わられる可能性もあるけど、士業の方でなかったとしてもそれに相応するような方が、この12万円というところでお受けしてもらえるとというのがこの価格で設定されてるんやと私は認識をしたというところなんですけど、それでよろしいですか、そのような形で。別に士業がとか、もちろん士業の方じゃない方が来られるかもしれませんが、それに見合うような職能、ここでいうなら識見を有する者と書いてるんです。だから、その方が来られたとしても、やはりこの12万というところは、やはり、そういう方を選定をされると思うんですけど、資格がありきではないというところを、もう一度お聞かせ願いたいなど。それを基準にはされたというところはありますけど。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 そのとおりでございます。先ほど申し上げたのは1つの参考基準として、させていただいたというお話をいたしました。

以上です。

吉村委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 先ほど総務部長のほうのご答弁にあった内部統制についてのことですけれども、今回後任の方にはそのことも含めて強化してもらおうというふうなお話でしたが、私はすごくその言葉に違和感を感じました。これ、お聞きしたいんですけど、改正自治法によってはいつから内部統制制度が地方自治に導入されましたか。

吉村委員長 林本部長。

林本総務部長 改正自治法の話ですね。平成29年度の地方自治法の改正となります。それに基づいて監査における内部統制強化というような指針が示されまして、それを受けまして、本市では内部統制の包含した監査を実施させていただいてるということでございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、市長の認識は、名誉職的とかいうふうな言葉が出てくるので、それは非常にふさわしくないと。ちゃんと葛城市におきましても、地方自治法に基づく内部統制について、とりわけ宅康次様は製薬会社の大企業に勤められて、要はコンプライアンス、つまり、不正があれば会社そのものが傾くかもわからないような緊張感の中で、そういうコンプライアンス関係の担当重役でやってこられた方で、資格も持っておられますよ。内部統制では非常に詳しい方だと思います。だから、内部統制のことについてもちゃんとやってきていただいた

し、公認会計士協会も、当然内部統制について、今、盛んに勉強もされて、実績も上げられているので、後任の方もちゃんとやっていただけたとは思いますが、私は市長の認識の下で、まだまだそういう監査委員に対する、あるいは監査委員制度についての認識がそういう状態であるとすれば、私は葛城市のコンプライアンス、どうなっているのかと思わざるを得ない。私はこれ一般質問でも言いましたから。トップの意識が内部統制で最重要やということは、これは総務省が言うているわけですから。だから、トップの認識がこういう言葉がいまだに出るようでは私は駄目だというふうに、これはご意見だけ申し上げておきます。

吉村委員長 今の補足なんですけれども、令和2年度から、いわゆる内部統制も含めて監査をしていただくというふうに変ったというふうに先ほどご答弁にあったかと思うんですが、その時点で、それまでは確かに名誉職的な部分もあったかもわからないんですが、そのときに監査報酬についての検討等はされたんでしょうか。その辺り、確認をさせてもらいたいと思いますが。

林本部長。

林本総務部長 令和2年度ということになりますので、検討のそのときの状況というのは、ここでは、今、把握できておりません。すいませんが、そういう答弁になります。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 何度も申し上げますが、報酬としてそれに対価が見合っているのかというと、監査委員につきましては、今の12万円で足るか足らないのかという議論になっていくと思います。それをお受けいただいたということは、名誉職的な意味合いを持ってお受けいただいたという認識を持ってるところでございまして。必ずしもその3万円に対して、それで足りているんですか、足りてないんですかというようなお話をさせていただいた記憶はございません。ただ、それをやることについて、それでご了解をいただいてお受けをいただいているところとございまして、金銭的な問題からすれば、足りてるとは必ずしも感じておりませんので、名誉職的にお受けをいただいているという認識を持っていたというところとございまして。

以上でございます。

吉村委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 名誉職的に受け取っていただいたと、それは阿古市長の認識ですよね。これ、とても僕、失礼な感じがするんですよ。そういう今の代表監査委員の職歴から見て、やはりこれは葛城市のために貢献したいと、しっかりと監査をやろうということを受けていただいているので、名誉職的に受けてるようなことはないと思います。金額はそうかもわからないけど、でも、そういう言い方をされると、そういうふうにも取られますので、私はそうではないということを改めて、その言い方は誤解を生むような表現ですよ。そのことだけを言うておきます。

吉村委員長 今の議論の趣旨となるのは、宅さんと行政との関係で、これで相手が納得してるかどうかという話じゃないんですよ。その前に、ほかの自治体の金額も分かっているわけですから、それについて適切かどうかというふうな、私の意図はそうですし、ほかの委員も、その辺り

を確認をしたいなというふうに思っていたと思いますので、その辺りについて、市長はどうですか。

阿古市長。

阿古市長 先ほども申し上げましたように、3万円という対価は非常に低いという認識を持っており、今回12万円という、その報酬に上げさせていただいております。

以上でございます。

吉村委員長 それでは、それまでのタイミングでなぜされなかったのかというところが、ご答弁の中で抜けてたんですけれども、それまでは、名誉職だからそれはそれでいいということでのよろしいですね。

阿古市長。

阿古市長 これは宅さんに来ていただいてお話を聞いていただいたらいいと思いますけども、私が宅康次さんをお願いしたときには、報酬の話は全くしておりません。していない中で、宅氏の経歴等に、考え方等に、非常に葛城市にとって必要であるという認識の下で、監査委員をお願いに上がりました。ですので、宅氏はその報酬について、後にお気づきになられたかもわかりませんが、これだけの金額であるということはお伝えしてお受けいただいたという認識を持っております。

以上でございます。

吉村委員長 今回、いろいろ委員のほうで、もやもやしてるとか、意見等々もありましたけれども、相手を見て、こういう方が来られるから、この値段でということをしてないということは何度も答弁されているので、そのとおりだと思うんです。だから、それについて問うてるわけでは、ほかの委員も多分そこら辺は問題ないかと思うんですが、それ以前のタイミングとしては、それまでに、こういった監査委員の報酬については、上がるタイミングが何でこの時期になったのかというふうなところについて、これから討論もしてもらいますけれども、その辺りが問題かなというふうに思います。これは各委員のご判断というふうなことになるかなというふうに思いますけれども、ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結をいたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 私、この議第85号議案について、反対の立場で討論させていただきます。

これ、やはり、金額は、言っているように、妥当だと、私も根拠を聞いたら、そうだろうなど。他市の比較をして、それに対しては納得します。でも、時期なんです。これ、あまりにも、先ほど市長から名誉職という言葉も、名誉職的という言葉も、本当に監査委員の仕事を見てたら、私、そんな言葉は出ないと思うんですよ。どれだけやってはるか。どれだけ仕

事やってはるかということ、私は横で一緒に監査委員を務めさせてもらったときに見ました。奈良県の会長まで務められたときには、本当に忙しい。その中でも、市の監査、職員に対する指導、いろんなことを、先ほど内部統制も今回からじゃないじゃないですか。谷原委員おっしゃるように、内部統制についても非常に博識で、そのことも葛城市にとってプラスの効果を与えた方です。それをここまで、全く条例を上げることもなく、このタイミングというのだけが、私はどうも納得できない。これ、別に4月1日でもいいじゃないですか。もう6月、9月は終わってますから、遡ってはできませんけれども、この12月でなくて、4月1日から、3月の議会で当初予算でしっかりと上げてこられて、内容を審議して、問題なく気持ちよく上げていくというのが、私はいいのかなというふうに思っています。本当に何度も何度も同じようなことを言うんですけども、私は本当に宅さん、今回、12月、任期途中で体調で退任されること、本当に残念なんです。だから、それとは別に、あんなにやってくれる方、市内で、私、本当に後任を選ぶのは大変だろうなと思ってました。そんな中で、いらっしゃる中で、この改定ができたならよかったのになということだけ、最後にお伝えさせていただきたいと思います。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は議第85号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について反対の立場から、討論します。

反対の理由は1つです。要は、この議案がこういう形で議会に出されてきたこと自身に大変大きな改善を求めたいという立場で反対をいたします。やはり監査委員会制度というのはこれからも非常に重要な制度になってきます。そのときに、12市の中で葛城市の監査委員会の位置づけが、報酬、それから監査委員事務局室が1つ独立したものがない、そういうふうなことを含めて、それから、議選、議員から出ている監査委員の報酬とのバランスと、こういうようなことをきちっと議論をした上で、こうした案が出てくるんだったら、当然分かるんです。ところが後任の段階ですから、多分、後任の方とはそれなりに交渉のときに費用の話が出てこないということは、私はないと思うので。そんなことも含めてやるとすれば、対外的にも、こうしたタイミングで出てくるのも、議会としても、大変苦慮するようなことになるんですよ。まして、改選のときに合わせて変わるということについては、やはり代表監査委員と議会選出の監査委員と人間的にもお付き合いもあって、その中でやってきてることですから、少なくともそういうことを含めた配慮があって、議案が出てこない、本当に議会として決めがたい。こんな形で議案を出してほしくないというのがあるんです。そういう意味で、私は間を開けたらいいと思いますよ。これまで、それこそ3万円でやってきていただいていたわけですから、優秀な方にも。年度末まで待っていただいて、来年4月から、その間に、監査委員会の在り方も含めてきちっとした提案をしていただいて、議会は議会として、議員の選出の監査委員の報酬の在り方も含めて、議論をして、ちゃんとした形で、4月にもう一回、定例会に年度当初予算として出していただくのが私は筋かなと思いますので、反対をいたします。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 私は議案に対しては賛成をさせていただきますけども、というのが、タイミングの話は今まで出てますけども、先ほどお話を聞いたように、まず整理させていただきますと、その方がありきでこの報酬が決まったのではないという答弁をされました。それはまず、僕、質疑の中で聞かせていただきました。そして、この宅さんが体調不良、今まで本当にご苦労していただいた、この体調不良の中で、やむを得ずお辞めになられる。だから、やはり、これから葛城市の監査をどういうふうにしていくかというところになったら、やはり幅広く募集を識見を有する方を求めるんやったら、次のステップとして、もちろん報酬も含めて見直さなあかんというところがあります。あとやっぱり、ここにプラス、条例ではないですけど、先ほども谷原委員もおっしゃってました監査委員事務局の部屋がないとか、もっとその辺のことも、議論をしていかなんというのはもちろんあります。けども、まずやはりここは報酬、誰かに、識見を有する方、そして公会計に強い方というところを幅広く他市とも比べて、見直す中で、それは私としては、このタイミングというか、辞められるタイミングで変えやんとあかんのかなというところは考えておるところでございます。そうじゃないと、次の葛城市の新たな監査に向けてのステップが踏めへんのかなというところは、私は感じておるところですので、この議案に関しましては賛成をさせていただきたいというところでございます。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

靄本委員。

靄本委員 私自身は、この第85号の議案につきましては、基本的には賛成をいたします。

ただ、今いろんな方のお話を聞く中でも、報酬が3万円についての安いという話というのが初めのほうに言われてたと思うんですけども、令和4年か5年のほうにというふうにお聞きしてます。結局動き出したのが今年やと。その中でやっぱこういう話が出るというのは、基本的には配慮が足らなかったという部分でこういういろんな部分での意見が出ていると思いますので、そのほかにもこういうことがあってはならないと思いますので、これを機に、そのほかの部分につきましても、ある程度の配慮という部分をしていただきたいなという思いであります。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより議第85号議案を採決いたします。

本案に対して賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村委員長 起立多数であります。よって、議第85号は原案のとおり可決することに決定をいたしま

した。

次に、議第89号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

内蔵財務部長。

内蔵財務部長 改めまして、皆さん、おはようございます。財務部の内蔵でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま議題となっております議第89号、葛城市税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、本市税条例におきまして、公示送達に係る所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、インターネットを利用した公示送達等の実施に伴う規定の整備を行うものでございます。詳細につきましては、新旧対照表と資料を用いまして、高松税務課長から説明いたします。

吉村委員長 高松税務課長。

高松税務課長 おはようございます。税務課の高松です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、葛城市税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。資料のほうにつきましては、葛城市税条例改正に関する資料と新旧対照表に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、資料のほうの1ページのほうをお願ひいたします。条例改正の理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が、これまでに各年度ごとの税制改正に伴い、それぞれ交付されてきておりまして、改正部分に係る施行期日の関係で、税条例の改正が必要なものから、その都度順次条例改正を行ってきておるところでございます。それで、今回の改正内容につきましては、先ほど部長のほうから申し上げたとおり、公示送達に関する部分となっております。

それでは、新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思ひます。左側が改正前で、右側が改正後となっております。赤字の部分が改正箇所でございます。

なお、今回の税制改正に関する条例改正の改正部分につきましては、国のほうから通知のありました準則どおり改正しておりますので、ご承知おきをお願ひいたします。

新旧対照表の1ページの部分でございますが、改正の内容につきましては、インターネットを利用した公示送達等の実施でございまして、公示事項をインターネット上で不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を従来どおり市役所前の掲示場に掲示し、または市に設置した電子計算機の映像面に表示し、これを閲覧できる状態に置く措置を講ずるものとなっております。また、公示事項におきまして、送達すべき書類の名称を公示する必要がなくなり、代わりに当該書類を特定するために必要な情報を公示することとされました。これらの改正につきましては、民事訴訟法等の一部を改正する法律が令和4年5月25日に公布されたことを踏まえまして、令和5年度の税制改正で、地方税法に規定されたものでございますが、施行時期につきましては、改正された民事訴訟法等の法令における公示送達制度の見直しにおける取扱いを参考とする必要があったため、民事訴訟法

の施行をもって施行することとされたもので、国から示された令和7年度の税制改正の準則に今回の公示送達の改正内容がございましたので、税条例の改正をお願いするものとなっております。

それで、あと、条例の改正資料のカラーの横のほうをご覧くださいと思います。

まず、公示送達につきましては、左の赤字で書いてある部分でございます、行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合等に一定期間掲示を行うことで到達したとみなす制度でございます、現行、葛城市税務課としましては、納税義務者である市民の方に対して、固定資産税、軽自動車税、住民税などの納税通知書を郵送で送付しております。その際、宛て所不明とか居所不明で返送されて到達できない方の分につきまして、葛城市の場合ですと、新庄庁舎と當麻庁舎の2か所の掲示場に書面のほうを掲示して、一定期間、7日間経過すると、到達したとみなす制度となっております、右側の今回の改正によりまして、インターネットにより公表をすることとなったことと併せて、利用者の利便性、デジタルデバイド、インターネットが使えない方への配慮の観点からも、現行の掲示も維持するものとなっております。

最後に、施行期日でございますが、この条例の施行期日につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、令和5年法律第1号附則第1条、第12号に掲げる規定の施行の日としておりまして、附則の第2条で、公示送達に関する経過措置を規定しておるものでございます。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第89号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第89号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第94号、葛城市火入れに関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき提案者の内容説明を求めます。

植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第94号、葛城市火入れに関する条例の一部を改正することについて、本条例の趣旨、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

初めに、本条例の趣旨についてご説明いたします。火入れについて、森林法第21条では、森林または森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林または土地の所在する市町村の長の許可を受けて、その指示するところに従ってでなければ火入れをしてはならないと規定しております。本条例は、その許可の手續、その他必要な事項を定めるものでございます。

次に、本条例の改正理由についてでございます。令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けまして、消防庁では、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、報告書を取りまとめられました。本報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、本条例の一部を国の通知に従って改正するものでございます。

続きまして、別にお配りしております新旧対照表にて主な改正理由をご説明いたします。

新旧対照表1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。第1条から第13条まで本文につきまして、改正はございません。第14条、火入れの中止の改正でございます。本条例は先ほど申し上げましたように、火入れの許可の手續、その他必要な事項を定めておりまして、第14条では、火入れの許可の期間中であっても、火入れを行ってはならない気象状況や火入れ中に消火しなければならない気象状況の規定を定めております。改正内容につきましては、火災に関する警報は消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にしたことなど、文言の改正となっております。実際の運用につきましては、変更はございません。

次に、具体的な改正内容についてでございます。第14条第1項中、「異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合」を「乾燥注意報又は火災に関する警報（消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ）が発せられた場合」に、第14条第2項中、「異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「乾燥注意報若しくは火災に関する警報が発せられたとき」に改めるものでございます。第15条以下につきましては、改正はございません。

3ページをご覧ください。

最後に附則でございます。この条例は令和8年1月1日から施行します。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 葛城市における火入れの許可、件数、申請も含めてですけれども、分かる範囲で結構ですので、年間でどの程度そうしたものがあのかということについて、お伺いをいたします。

山岡農林課長。

山岡農林課長 農林課、山岡でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの火入れ件数でございます。火入れの申請につきましては、過去を遡っておるんですけども、私どもの分かる範囲で合併以降は申請はないというようなところでなっております。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。葛城市においては、立法の事実がないということだけれども、国の改正に合わせてということですね。分かりました。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第94号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第94号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

この会期中の委員会で審査すべき案件につきまして、今回の委員会では、次第に記載しております1つの事項を議題といたします。

また、この委員会が終わってから、委員会の終了後に、3月定例会までに調査すべき事項等をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

それでは、社会教育センター跡地利用について（空間デザインコンペティション）及び宿泊施設の誘致に係る支援制度についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

西川企画政策課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしく願いいたします。

それでは、私のほうからは、社会教育センター跡地利用についてということで、今年度実施しましたかつらぎみらいの森アイデアコンペについて説明させていただきます。資料については、募集要項及び2次審査に残った6点の作品になります。

今回のアイデアコンペについては、募集要項の3ページに記載しているとおり、令和3年4月から休館となっている奈良県社会教育センターの施設活用を進めるに当たり、まちづく

りへどのような活用方法があるのか、また、これからの環境社会に対してどのように施設利用すべきかを広く公募し、その手がかりとなるべく、実施したものでございます。

募集に当たりましては、1、地域活性化の拠点となる施設……。

吉村委員長 募集要項の資料が入っている……。ちょっとお待ちください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 0時00分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

私ども議会のほうでは1年前からペーパーレス会議システムの導入をしておりますけれども、そのシステム上の確認をしておりましたので、暫時休憩をさせていただきました。

それでは、もう一回、西川企画政策課長のほうから最初から説明をお願いをしたいと思います。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしく願いいたします。

それでは、私のほうからは、社会教育センター跡地利用についてということで、今年度実施しましたかつらぎみらいの森アイデアコンペについて説明させていただきます。資料については、募集要項及び2次審査に残った6点の作品になります。

今回のアイデアコンペについては、募集要項の3ページに記載しているとおり、令和3年4月から休館となっている奈良県社会教育センターの施設活用を進めるに当たり、まちづくりへどのような活用方法があるのか、また、これからの環境社会に対してどのように施設利用すべきかを広く公募し、その手がかりになるべく、実施したものです。

募集に当たりましては、5つのテーマとして、1、地域活性化の拠点となる施設、2、既存ストックを有効活用した泊まれる場及び市民が憩える場の創出、3、この場所の特性を生かした自然豊かな環境で、非日常を楽しめる場づくり、4、サステナブルで、循環型社会の規範となるモデル、5、道の駅かつらぎをはじめとする地域ネットワークに資する取組、この5つを目指す施設像として、イノベティブで想像豊かな提案を求め、募集を行いました。また、今回のアイデアコンペ実施に当たりましては、奈良県及び公益社団法人、日本建築家協会支部の方々にご協力いただきました。

コンペティションの形式と審査方法については、募集要項の4ページにありますように、2段階選定方法とし、1次審査は匿名審査とし、2次審査進出者6点と、入選者10点程度を選定、2次審査では公開プレゼンテーションを行い、各賞を選びました。スケジュールについては、要綱の5ページに記載しているとおり、主なものとして現地見学会を令和7年7月6日日曜日に、応募作品の提出期限は令和7年9月30日、1次審査については10月6日月曜日に新庄庁舎において実施し、2次審査については、令和7年11月2日日曜日に、歴史博物館、あかねホールにおいて公開プレゼンテーションの形式で行いました。審査委員会につきましては、審査委員長として、日本建築家協会副会長、近畿支部長の松尾様、審査委員として阿古市長、大阪公立大学大学院工学研究科教授の倉方様、自然エネルギー財団、上級研究

員の岡田様、日本建築家協会近畿支部元奈良地域会長の森田様、日本建築家協会近畿支部、本コンペ実行委員長の中西様の6名の方が審査委員として審査いただきました。

今回のコンペでは、39作品が提出され、内訳として、一般の方が25作品、大学生の方からは14作品が提出されました。この39作品を1次審査として匿名審査を行い、2次審査に進む6作品と入選者12作品を選定しました。なお、入選者12作品のうち、一般の方が8作品、大学生の方が4作品選出されました。

資料として添付しているこの6作品が2次審査に進出した作品になります。資料の右上に番号を記載しており、まず、番号006、こちらは、株式会社日本設計様の作品であり、最優秀賞に選ばれたものです。次に、番号078、こちらは株式会社キチ・アーキ様の作品で、また、次のページの番号084、こちらはTAMA・スカラデザイン・さとゆめ共同体様の作品であり、この2点が優秀賞に選ばれました。次のページの番号018、こちらは竹中工務店様の作品、また、その次のページの番号036、こちらは、株式会社日本設計様の作品、次の番号061、こちらは大阪工業大学様の作品となり、この3作品が佳作として選ばれました。これ以外に入選された作品、また、入選に入らなかった作品についても、どの作品についても魅力のある提案であったと感じております。

以上が今年度実施したかつらぎみらいの森アイデアコンペについての説明となります。

今回のコンペは葛城市として初めての取組であり、作品がどれだけ出てくるかという不安等もありましたが、ご協力いただいた公益社団法人日本建築家協会近畿支部様のご協力の下、作品数もたくさん提出いただき、無事成功できたと考えております。

また、今回ご提案いただいた内容については、今後の奈良県社会教育センター跡地利用の手がかりになったと考えております。今後は奈良県と協力しながら、この事業者の事業実施につながるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上がかつらぎみらいの森アイデアコンペについての説明となります。

吉村委員長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。私のほうからは、宿泊施設の誘致に係る支援制度についてご説明申し上げます。

宿泊施設の誘致につきまして、県内他市では、固定資産税納付額や市民の雇用に対して奨励金を交付するなど支援制度を実施している自治体がございます。本市におきましても、観光の振興、にぎわいの創出及び市民の雇用機会の拡大を図るため、他市の制度を参考に、宿泊施設の誘致に係る支援制度を策定していきたいと考えております。本市に宿泊施設を誘致するためには、このような支援を行っていくことは大変重要な施策であると位置づけておきまして、今後議会に対してご提案していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。今回の説明については、以上でございます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

速水委員。

速水委員 かつらぎみらいの森アイデアコンペに関しましては、開催されたときには私はいませんでしたので、現在の公募内容しか分からないのですけれども、このアイデア自体もすばらしい

作品が集まり、最優秀賞、各賞などが決定してありますが、そもそもの部分なんですけれども、公募内容に環境社会に対してどのような施設利用すべきか広く公募し、また、自然環境の利用、既存施設の活用を含めとあります。既存施設の利用が前提なんでしょうか。

吉村委員長 このことについて。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしく願いいたします。

今回のこのアイデアコンペの実施に当たり、事前に日本建築家協会近畿支部と打合せを行いまして、建物を解体する案も、当然市としてはあったんですけども、やはり建築家協会の方々からは、あそこの建物を壊すことによって、かなり環境に負荷がかかると。なので、一旦は今回は施設の再利用を含めた提案を募集をしようということで、方向を決定して、今回の募集に至った経緯でございます。

吉村委員長 速水委員。

速水委員 ひとまずということのお声をいただきました。つきましては、奈良県知事に解体の願いをしに行っております。それについては、どうお考えでしょうか。

吉村委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課、西川です。今の時点ではなかなか答弁しにくいんですけども、まず前提として、やはり事業者が決まってないということがまず第一前提かなと考えております。例えば事業者によって、施設を活用したいということであれば、その方向で進むことになるだろうと思いますし、例えば解体してほしいという事業者が現れたら、多分、恐らく知事のほうには、県のほうには、解体を含めたお話をする、要望しに行くことになるのかなと考えております。

吉村委員長 速水委員。

速水委員 でしたら、なぜ最初に募集要項の中にも入ってなかったのかということは疑問点なんですけれども、市と県が連携してのこれだけの大きなものですから、選択肢を狭めるのではなく、よりよきものにするために、選択肢は多くあるべきだと思いますので、改めて解体しての案も含めるべきだと申し上げさせていただきます。

吉村委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 今、見させていただいて、非常にすばらしいアイデアをたくさん出していただいて、39ですか、本当たくさんのアイデアをいただいて、わくわくするような、そういう提案もあるのかなというふうに思います。これ、出していただいて、今後実現に向けてどういうふうな工程を歩んでいかれるのかということが大事だと思うんですけども、今回も、市が主催で県は協力ですよ。でも、これ、土地も建物も県の土地ですよ。だから、この辺り、いうてみたら人の敷地に対して、ここ、どない活用しましょうとやっているわけですよ。これは物すごく何かもやもやするんです。さっきからもやもやばっかりしてるんやけど、その辺り、これは市として購入を考えてるのか、それとも県としてやってもらおうと思ってるのか。やったら、もっと県にも共催で入ってもらおうとかせんかったら、なかなか葛城市単体で主催

して、それを県にアイデアを持っていたところで、よろしおまんなどいうふうに、本当に言ってもらえるのかなあというところが、私自身、疑問に思ってるところなんです。ですので、その辺り、これまでの経緯、今回、改選後初めてですし、私もブランクもありますので、どういう県との協議をしてきているのか、今後どういう協議をしていこうと思ってるのかということをお教えいただけますか。

吉村委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。先ほどの件なんですけれども、まず、この実施に当たりますと、もちろん奈良県の所有ということは、うちも承知しておりますので、県に共催できないかというお話はさせていただきました。ただし、県からの回答といたしましては、最終的には、事業者を募るに当たって、県がプロポーザルを実施する立場になってくると。その中で、県が共催としてこういうアイデアコンペを実施するのは、今、なかなか難しいという回答でございました。なので、今回は市が主催して、もちろん奈良県にも協力はするというご回答をいただきましたので、協力という形になっております。あと、このコンペが終了いたしましたして、奈良県の担当、このファシリティマネジメント室と、あと産業創造課でうちの企画政策課と都市計画課と今後の進め方について協議を行いました。

まずいろいろ市でやるべき法的整備ですとか、その辺はあるんですけども、まずやはり大前提として、社会教育センター跡地を活用している事業者を県と協力して探していこうということで、方向性は一致しております。その手始めとして、今回、2次審査に残った方々から、まずは声をかけていきたいと思います。個別にお話を聞いているところでございます。まだ全部は終わってないんですけども、何者かの答えでは、今、やはり手を挙げてくれる事業者はなかなか難しいなということは、今、審査の残った作品の提案者からは聞いている状況でございます。ただ、今後これで諦めることなく、県と協力して引き続き行っていきたいと思います。ここは県と市が協力して事業者を探すことを重視して取り組んでいきたいと考えております。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 本当に一生懸命やっていたのは分かるんですけど、これ、本当に長いこと、休館してから時間もたつとるんです。市長がずっとおっしゃっている宿泊施設の誘致に関しても、これもなかなか進んでない状況なので、これは県と一体となって進めていかんとあかん問題なんですけれども、先ほど速水委員おっしゃったように、一方では除却しようと思って提案していった。でも、これは既存の施設をやっていると。なかなかちぐはぐなことになってしまうと、私はあかんと思うので、その辺り、今回こういったコンペ、これに関しては、出していただいた方も、ここまで詳細に、精密に出していただいたということは、思い入れも持ってやってきていただいていると思うんです。ただこれが、コンペはしたけれども、実現につながっていかないということになると、せっかく1回目はこうやって盛り上がるにしても、この先がどうなっていくのかなと。先細りしていくというか、なかなかここに対する興味も薄れていくということになってもいけませんし、ぜひ、ここに関しては頑張って進めていただきたい。改選後、1回目の定例会なので、これ以上言いませんけれども、本当にここは休

館してからずっと懸念材料として残ってるわけですから、地元の人も、やっぱり思いもあって、社会教育センターを何とかしたいということも多くの方が思ってるわけですから、ぜひ進めていただきたいということで、よろしくお願いします。

吉村委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 コンペの選ばれた作品を見ましても、先ほど来、あるように、わくわくするようなすばらしい夢のある施設になっていると思います。この施設があれば、どんなにすばらしいかと思うようなものがたくさんあるんですが、ちょっとお伺いしたいんですけれども、今回のコンペについては、要は施工費とか、実現可能性とかそんなことは置いておいて、まずは、この地域について夢のあるアイデアを出していただくという、そういう内容の募集をされたように思うんです。これ、今、出していただいて、役立てていきたいと思いますということなんですが、先ほど来のことを聞いてると、このコンペを受賞者の方々にやっていただけるような会社、当たっていただくみたいな言い方をされてたんですが、そもそもこの経費を度外視した夢のようなプランを持って実際に事業者を探しても、難しいのかなというふうな気もするんですよね。だから、これだけのたくさんの作品をいただいて、大勢の人も集めてやったものを、今後どのような形で生かそうとされてるのか、具体的に、これをやった後の総括として、こういうことを行政としては得て、こういうことを将来生かしていきたいとか、何かそういうものを出していただかないと、多分これ、かなりお金をかけてやってる話やから、やっぱり成果品として、コンペをやりました、これだけのものが出ました。でも、わくわくした夢を見させてもらいましたで終わってしまったら、それは高い買物になるわけで、やはりこれは夢ではなくて現実に、その中で幾つかのものについては、こういう方向でやっていこうとか、何かそういうものを出していただかないと、確かに夢さえ描くだけ描くんだったら、いいものを描けるんだけど、我々が常に思ってるのは現実性、実際にそこで財政負担も出てくるわけですから、だから、今後何かこういうものを作って、どういうふうにそこから得られて、将来につなげていこうとされてるのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。できたらそういうのをまとめていただいたらありがたいんですが。

吉村委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。これまでの社会教育センターの跡地の事業者への提案については、こんな場所がありますと、ただ場所だけの提案だったと思うんです。今回この6作品が出てきたことで、例えば事業者に提案するときも、こんなアイデアがあるんです、こんなアイデアがあるんです、こんなアイデアがあるんですという、この一歩、小さい一歩かもしれないけれども、一歩進んだ提案ができるようになったのかなあと考えております。

あと、この2次審査に残った個別の方々には、こういった事業者を紹介してもいいかということをご確認いただいて、どうぞどうぞしてくださいということで同意を得ていますので、今後いろんな事業者に、葛城市としてこういう土地があります。こんな活用方法を今、いろんなアイデアで検討してるんですということを、今後いろんな場面で提案していきたいなとは考えておるところでございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 それは先ほどおっしゃったから分かるんですけど、このアイデアそのものの図面とか、こういうのを出示されても、多分実現可能性としてはかなり莫大な費用がかかるような、これ、お金があったらやったらいいんですよ。お金があったら、やったら、すばらしい施設で来てくれると思うんですけど、現実性のところで、そうではなくて、この中のアイデアで、例えばこれをやっぱり重点でやっていきたいと思いますとか、何かそんなものがあるのかなど。総括して、その中からこういうものをという方向性が見えてきたようなものが、そういうのがあるのかどうか。

吉村委員長 1つ目の質問が、答弁が……。いいですか。大丈夫ですか。

谷原委員 答弁で今、お答えいただいたらと思います。つまり、どう現実性の中でやっていくかというときには、この絵のままでは恐らく難しいと思うので、その中で何かこういうところに絞ってとか、何かそういうお考えがあれば聞かせていただきたいということでもあります。

吉村委員長 その辺り、いかがでしょうか。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。市としては、事業費を出すわけでは、今、想定しておりませんので、この方向でいくという案はやっぱりなかなか固められないなど。いろんな活用、こんなもしいいな、あんなもしいいなというのはあるんですけども、そこはやっぱり事業費とかの、さっきおっしゃった問題もありますので、その辺を事業者が見て、これぐらいの金額やったら、できそうかなという案が、事業者のほうでできるということであれば、その案に向けて進めていくという方向になるのかなあと。だから、今、どの案というのはお答えしにくい状況でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 やるのは事業者と。だから、費用出すのも事業者なので、事業者としたら収益性も考えなあかんから、そういうことを見て、このアイデアの中で、インスピレーションを感じていただけのものがあれば、その範囲でやっていただくような事業者が現れるのを、今、働きかけてという理解でよろしいですね。分かりました。

吉村委員長 ほかに質問等ございませんでしょうか。

靄本委員。

靄本委員 この作品について、本当にどれを見ても、心わくわくするような作品であると思います。事業者の方を募ってるという部分はあると思うんですけども、事業者側からすれば、手を挙げるか挙げないかは基本的に判断基準は利益になると思います。その中で、市として、利用者数なのか、来場者数なのか分かりませんが、年間を通して、ある程度のイメージみたいなものはあるんでしょうか。

吉村委員長 西川課長。

西川企画政策課長 今、利用者数とか、その辺の数は想定はしておらない状況です。

以上です。

吉村委員長 よろしいですか。ほかにありますでしょうか。

西川副委員長。

西川副委員長 これ、僕、公開審査するとき、よう行かんかったんですけども、本当にすばらしい作品が出てきて、予算のときも、新しい試みやと思って、私はこれ本当に市としてなかなかこういう形でやられてるところというのは珍しくてというか、恐らくあまりないですよ。こういう形で一步進めていただいているというのは本当にありがたいなというところでございます。

皆さんがやっぱり気にされてるのは、やっぱり僕も含めてなんですけど、この後、どないしていくんやというところなんです。もちろんこれは県の所有にもなっていますし、市街化調整区域なんです。これ、法的な整理もしていかなあかん。でも、ここに一番最初に出てくるのはやっぱりある程度確度の高い事業者を見つけとかなあかん。そうじゃないと、地区計画、そこの辺も進んでいかない。せやから、一番肝になってくるのは事業者の確保というところになってくる。そこで、あれなんですけど、ここに一応コンペに出していただいた方々に、その事業者を募るというのはもちろんそうなんですけど、葛城市として、市として、県も、もちろん東京のほうの忘れましたが、プロモーションを何かしてくれてはるところがあるんですけど、そこに市長は、これをどう活用して、例えば事業者に当たりたいとか、そういうところというのはありますか。これはいうたら、全部、今、県とかというところなんですけど、葛城市として、別にそれは市のほうで事業者を見つけてきてもいいんじゃないかなと思うんです。せやから、その辺、市としての考え方を、これを使っただけの考え方を聞きたいなと。

それとあと、企業誘致というか、ここでせっかく言うてくれはったので質問しますけど、宿泊のやっぱり今から提案をしていただくんですけど、客室数に応じて何ぼ補助、助成を出していくかと、これ、僕は市単体でやっていくもんじゃないような気がしております。奈良県、包括協定というのが、今、どういう形になっているのかはありますが、奈良県と共同してこういう宿泊に対しての補助というのをやられているところもあると思うんですよ。それに関しては奈良県とはどういう話になっているかというところを言える範囲で、今、お聞かせ願えたらと思います。これ、市単独ではなかなか厳しいんかなと思うんですけどね。

吉村委員長 これ、2つですね。1つ目の、これは市長じゃないとあれなので、2つ目から先に聞きましょうか。宿泊に対する支援等について答えられますか。

東副市長。

東副市長 では、2つ目の宿泊施設の県との関係、補助という部分について、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、当然西川副委員長おっしゃるように、県の制度というものも当然ございます。それも有効に事業者としては使っていただきたいというふうに思っていますし、それプラスアルファの部分で、今回このような形で市として、誘致に向けていろんな補助、支援策を今後講じていくので、またご理解を賜りたいということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

吉村委員長 補足がありますか。

高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの西川副委員長の1つ目のご質問で、今後のお話も含めて、令和3年の4月からも休館になってということで、私もその頃からずっと、誘致に向けてお仕事をさせていただいてる者としまして、やっぱりあのエリアはかなり調整区域であり、専門的におっしゃった地区計画の手法など、いろんな手法を入れて進めていかないと、かなり難しいエリアであると考えております。これまでに事務方のほうで、宿泊施設の可能性調査も内部で行いましたが、やはり立地条件はいいところではあるんですが、事業者の進出はやはり難易度が高いのかなというのを感じておって、その中で今回空間デザインコンペティションの事業をさせていただいて、かなり一歩だけですけど、前進したところでございます。

そのような中で、今後、西川副委員長言っはるとおり、事業者をまずどのようにして、手をつないでいくのか、これは市であったり、県とも一緒であったりするとは思うんですけどなかなか、そこから今からの作業であると思っておりますので、具体的な答弁はまだできないんですけど、しっかり進めていける一歩になったと思っておりますので、よろしくお願いします。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 補足でございますけれども、今、高垣部長言っはるとおりなんです。西川副委員長がおっしゃるように、あの地区に関しては法の整備というものも当然進めていかなければ進まないというのは当然我々も分かっている、その中において、やっぱり観光の拠点というのは、前の委員会でもお話しさせてもらったと思うんですよね。道の駅かつらぎ、あの周辺の観光施策というものを当然打っていかなければならない。そういった中において、今、言っはるこの旧の社会教育センターの跡地、これについては、当然にぎわいも持って、観光の拠点の1つとして、あそこを中心として観光していくというのも、我々が見込んでおるところでございますので、その辺で答弁になっておるかどうかわかりませんが、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

吉村委員長 市長の思いも聞かせてもらえたらと思います。

阿古市長。

阿古市長 今回のコンペティションは11月の2日の日にあかねホールで開催いたしましたけども、私も審査員の1人として見させていただいて、同じく審査委員の皆さん方のお話も、最終審査の段階でお聞きしましたけども、やはりすばらしい案が出てきたなという話を皆さんおっしゃいました。費用対効果、非常に安いというか、抑えた予算の中での開催になりましたんですけども、アイデアとしては、私は非常にすばらしい要素が各案ともにあります。ですので、最終の総括の中で、審査委員長が実はコンペティションに参加された、今回賞を取られた方々全員に対しまして、計画そのものを最終案とするのではなく、その要素をピックアップをさせていただいて混合した形になる可能性も含めてご了解をいただいてコンペを終わったところでございます。

この「かつらぎの森」のエリアにつきましては、非常にポテンシャルの高いというところは、これは民間の事業者の皆様方も、行政サイドも非常に感じておるところでございます。まだ4年ほどになるんですけども、この間にいろんな手法を研究してまいりました。先ほど速水委員がちらっとお話しされましたけども、知事にも幾度かお話をさせていただいて、お互いに取り組んでいきましょうという約束は交わしたところではございますが、なかなか民間事業者にとりましては、採算ベースに乗るというところがありますので、それが葛城市にはまだ宿泊施設そのものが実はございません。ですので、データを取るべき先例がないということも1つのネックになっておりますが、その先例を乗り越えるべく努力もしておるところでございます。一足飛びに民間の事業者を求めて、この計画でやってくださいという形には多分ならないとは思いますが、階段を1つずつ上ることによってそれを実現していくという作業を諦めてはいけないと感じておるところでございます。非常に難易度が高い話であるというのは重々理解してはおりますが、難易度が高いゆえに、そのポテンシャルのすごさを実際問題として活用できたときには、葛城市としては、一大拠点となるべき施設になる、エリアになるという認識をしておりますので、階段を上る着実な取組を続けてまいりたいと思います。あくまでこちらのほうは県の持ち物でございますので、県議会議員の皆さん方もご協力をし、知事ともお話をさせていただいて、順次進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。市長も審査委員として加わっていただいて、今みたいに、本当にこの地域、この場所にかなりポテンシャルを見いだしていただいております。本当に、あと地元区としても、獣害被害のこととか、やっぱりそれが気になってくる。草木の剪定、その辺も懸念をずっとしていつてると、一刻も早くここを活用して、健全な姿に戻っていきたくと。そして、ここをまたにぎわいの拠点となっていくように思っているところであります。今、やっぱり県と共同してやっていくのに、包括協定を1回基本協定を結ぶ直前まで行ったと思うんですけど、その包括協定、ここ、葛城インターチェンジエリアを全て含めて、県と協議もしていただきたい。社会教育センターだけではなくて、葛城インターチェンジエリア、そこを、周辺を含めての県との協議もしていただきたい。やはり、この社会教育センターは道の駅とのアクセスももちろんございます。そういう形で葛城市としても考えておるところもしっかりと打ち出していただいて、県としっかりと協議をしていただいて、市長にはやっぱりこれだけのいいアイデアが出てくるんやから、これをしっかりと武器として、いろんなところに、市長はいろんな方にお会いすると思います。だから、しっかりとこれをPRをしていただきたい。そのようにお願いをしたいというところでございます。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 財政支援のことについて、私の考えだけ申し上げておきます。集客施設誘致のために何らかの財政支援を取りたいということでありましたけれども、私は基本的にはそういうものはすべきではないと思っております。しなくても来るということがなければ、事業の継続性という点で疑問符がつくわけですよ。まして、観光客の方は市外の方になりますから、それに市の税金を使うんだったら、もっと葛城市市民のために使うべきことはたくさんあるわけですね。私はそういうふうに思ってます。

その上で、お聞きしたいんですけども、ここはポテンシャルが高い。だけど、業者はなかなか手を挙げてくれない。何なんですか、それは。どこに原因があるというふうに考えておられるのか。そのポテンシャルを生かすために、これがネックになってるということが具体的にあって、そのために、やるために財政支出をするというのは、それを改善すれば、来ていただけてということであれば、それこそそこから葛城市が潤うということになるわけですから。ポテンシャルがあっても、何がなかなか決まらないということになっているのか、それについての分析はどうされているのか、お聞きしたいと思います。

吉村委員長 この辺りの分析というか、お考えですね。

(発言する者あり)

谷原委員 最初のは意見だけです。

だから、企画のほう、そうならないためには業者を引っ張ってこなあかんわけやから。ネックになってることは何か。

吉村委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。まずやはり、恐らく事業者は当然利益を考えてすると思いますので、あの広さと、あの建物の改修費用、その辺を計算して、あと、葛城市のにぎわいとか、採算が取れるかどうかを考えたときに、現時点では厳しいという判断をされているのではないかと考えているところでございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 採算を取ることができないというのは何なんですかね。例えば人がやっぱり来ないと考えられているのか。ということは市内の地域の観光資源が少ないというふうなことなのか。つまり、なぜ採算が、そこを改善しないと、そこへ葛城市はお金出しますと、来てくださいというのでは、これは民間事業者の事業の在り方としては不健全になるので、むしろ、来ないんだったら来ないところを整備するとか、そういうことはあると思うんですよ。そこをお聞きしたいんです。

吉村委員長 そういった整理というのは……。

阿古市長。

阿古市長 これは民間事業者というのは、特に宿泊関係に限りますと、いろんなデータ分析をされます。その中でその地域に建てることによって、実はその地域だけの宿泊者だけを考えるのではなくて、例えば奈良県なら奈良県全体としてどうであるのかということを考えられます。ですから、葛城市単体の部分の改善でどうのこうのという話ではないということやと感じております。先ほどもちらっと申し上げましたように、まだ葛城市は宿泊所はございませ

るので、その取るべきデータそのものを求めることがなかなか難しいというのが1つのネックの材料になっております。

それと、やはり民間事業者ですから、先ほどちらっとおっしゃいましたけども、県も実は宿泊所に対しては、ある種の助成をしております。そして、今回お話しさせていただいたのも、市としても、あの場所とは違いますが、宿泊所が来た場合には助成をするということを前提に、皆様方にお話をさせていただいたところではありますけども、やはり初期投資の部分につきまして、ある種融合しないとそこへ踏み出せないというような実情もございます。県内並びに県外も含めまして、民間の宿泊施設の誘致に関しましては、いろんな形の助成の考え方、これは宿泊施設だけには限らないんですけども、いろんな行政としてできることの協力をしながら、育成をしていく、誘致をするという作業が必要になってきていると感じております。最終的には民間事業者の皆様方が、こちらでできるのか、できないかという判断を下されるときはその要素として、先ほどのアイデアも含めまして、そのハードルを下げるための要素というのは積み重ねていく必要があると考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。初期投資の段階でそういう支援をとというのは、これは工場誘致などを含めてやられていることですから、いいんですけども、これが経営上の支援、つまり、宿泊したら幾らとかということを、期限切ってやったらまだ分かるんですけど、それをずっとというふうなことになると、これは違うのかなと思ったので、今、具体的にお話ししていただきましたので、分かりました。

私が思うのは、今、市長おっしゃったように、奈良県全体の関係も出てきます。私が懸念しているのは、例えば橿原市内の宿泊業者、実際に畳まれたところも、また、それを改装されたところも、またリニューアルということで、経営者も変わっていくというふうなことになかなか、奈良県は宿泊については苦戦をされて、やっぱりインバウンドでも大阪のほうは泊まれるけど、奈良は日帰りが多いということで、奈良県のほうも苦勞されてると思うんですね。だから県全体で宿泊ということであれば、もっと県の計画の中で、葛城市をしっかりと位置づけていただいて、本当にそこでは県の働きかけも含めて地域を盛り上げていかないと、葛城市は何ぼ頑張っても、なかなか大変だなというふうに私自身思っております。なかなか大変なところにやれば、お金ばかりがかかって、長期にわたってずっとそこになかなかできない中でお金だけは支出するのも、きずつないので、やはり県全体の観光施策の中にしっかりと葛城市のこの地域を位置づけていただくという観点を持って、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 市におかれましては、非常に期待の大きい事業でもありますので、引き続きしっかりとやっていただきますようお願いを申し上げます。

この件につきまして、ないようでありましたら本件については以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたしますが、ないですか。

杉本議員。

(杉本議員の発言あり)

吉村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

今回、改選後初めての総務建設常任委員会でしたけれども、新人の方も2人も入られまして、また、新しい景色というか、こちらのほうから、私、今する前に、3年連続総務建設常任委員会の委員長をさせてもらっておりますが、ずっと雰囲気はぐっと変わったなど、いいようになったなどというふうなことを、率直な気持ちを言いました。感じよります。非常に熱の籠もった質疑とかをされたと思いますので、引き続き、理事者側と私ども委員、委員会、議会と協力しながら、市政をこうやって前に進めていくために、また、やっていきたいなどというふうな気持ちになりましたこととお話を申し上げまして、この委員会を閉じたいと思います。

これをもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時44分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 吉村 始